

DISCLOSURE

2019 金沢中央信用組合 信頼へのあゆみ

KANAZAWA CHUO COMMUNITY BANK



— 経営理念 —

地域の人々から必要とされ、信頼される協同組織金融機関として「相互扶助」の精神のもと、中小零細事業者・勤労者とともに栄える。

当組合の概要

- ◆名 称 金沢中央信用組合
- ◆所 在 地 石川県金沢市上近江町15番地
- ◆設 立 大正13年2月4日
- ◆出 資 金 5億6千5百万円
- ◆組合員数 3,771人
- ◆預 金 高 217億円
- ◆貸 出 金 95億円
- ◆常勤役職員数 30名
- ◆店舗 数 3店舗

Contents

ごあいさつ	2
事業方針	3
法令遵守体制（コンプライアンス）	3
平成30年度経営環境・事業概況	4
中期経営計画	5
リスク管理	6
地域貢献に関する事項	16
総代会	22
役員等の報酬体系	26
事業の組織	27
主要な事業の内容	30
資料編	34

ごあいさつ

平素は、金沢中央信用組合に格別のご愛顧とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

今般皆様方に当組合の歩みと現状をより深くご理解いただくために、ディスクロージャー誌『2019 DISCLOSURE 一金沢中央信用組合 信頼へのあゆみ』を作成いたしました。

平成30年度の我が国の経済は、輸出・生産面に海外経済の減速の影響が見られるものの、所得から支出への前向きの循環メカニズムが働くもとで、基調としては緩やかに回復していると言えます。しかしながら、海外における政治経済情勢の不確定性により、先行きの不透明感が高まりつつあります。一方、我が国個人消費に目を向けると、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな拡大が続いているものの、景気の先行き不透明感を受けた消費者マインドの慎重化も懸念され、子育て・教育など若年層の将来不安を取り除く恒久的な施策に期待するところです。

当地においては、訪日外国人旅行者がぞぞろ歩きする光景がすっかり日常的となり、当組合の組合員の方々も「おもてなし」の心をもって、積極的に商いをされています。当組合としても、昨今急激に浸透しつつあるキャッシュレス決済において、各種商品を取り揃え組合員の方々を側面から応援する態勢を整えております。

地域金融機関は人口減少や高齢化の進展、金融・IT融合の動き、長短金利低下等環境の変化に伴い、新たな対応が求められています。こうした中、我々信用組合には「顧客本位の業務運営徹底」のもと、本来の地域密着の強みを生かした渉外活動等により、適正な収益確保に努めるとともに、地方創生、地域の活性化に向けて貢献していくことが求められており、その役割はますます重要性を増してきております。

私ども金沢中央信用組合『ちゅうしん』は、信用組合の基本理念である相互扶助の精神の下、業域・地域の発展と生活者の皆様の生活向上に資することが責務であります。今後は更に組合員本位の金融仲介機能の発揮に全力で取り組むことで、組合員の皆様から「愛される、親しまれる、頼られる、」業域・地域の信用組合として、この実現に全力で取り組んで参ります。

どうかこのディスクロージャー誌をご高覧いただき、今後とも変わらぬご支援と、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年7月



理事長 山田 孝



事業方針

■ 経営の健全性確保

- (1) 取引先の悩み・経営課題を共有し、公認会計士・税理士等、外部の人材活用等により問題解決の手助けを行い、堅い信頼関係の構築と取引先の事業の再構築を側面的に支援することで貸出資産の健全化を進めます。
- (2) 小口多数取引に徹し、収益力の強化とリスク分散を進め、リスク管理の強化により資産の健全化を進めます。
- (3) リスク管理体制の整備強化を図り、各種リスクを事前把握することにより、リスクの潜在化の防止・抑制に努めます。

■ コンプライアンスの徹底

- (1) 当組合では、組合員からの信頼獲得のため誠実かつ公正な業務の遂行等により、顧客保護等管理制度の構築・推進に努めます。
- (2) 定期的な内部研修をはじめ、常勤監事による全職員に対する個別ヒアリングの実施等により、コンプライアンスに対する意識の醸成と不祥事件の未然防止に努めます。

■ 働きがいの追求

- (1) 組合員のニーズに応えられる人材を育成するため、通信講座を含めた研修体制を整備するとともに自己啓発を促進します。
- (2) 働く職員同士のコミュニケーションの向上と、職員一人ひとりがスキルアップすることにより、働くことへの意義を感じ、働きがいのある職場づくりを目指します。

法令遵守体制（コンプライアンス）

コンプライアンスとは、法令や諸規定はもとより、社会的規範に至る、あらゆるルールを遵守することであり、当組合では次の法令遵守体制を進めています。

1. コンプライアンスの主管部署を総務部と定め、年間計画を記したコンプライアンス・プログラムを毎年策定し、理事会の承認を得て実施しています。
2. コンプライアンス・プログラムは、年間計画に基づき、定期的（毎月）に開催する役職員全体会議の最重要議題として取組んでおり、実施状況については理事会へ報告しています。
3. コンプライアンスは、役職員一人ひとりの意識が最も大切であり、全役職員にコンプライアンスマニュアルを配布し啓発を推進するとともに、半期に一度コンプライアンスに関する自己診断を実施しています。
4. 顧客からの苦情等の円滑な解決を図るとともに、業務の改善と顧客満足の向上に役立てるため、顧客サポート管理規程等を定め遵守しております。
5. 社会の秩序や安全に脅威を与える、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、反社会的勢力対応管理規程等を定め遵守しております。

平成30年度 経営環境・事業概況

当組の北陸地域の景気は緩やかに拡大しております。住宅投資・公共投資ともに増加を続けており、雇用・所得環境も着実に改善され、最終需要である個人消費においては着実に持ち直しております。しかしながら、県外大手資本の攻勢は止まるところを知らず、当組の主要取引先である中小零細企業は、楽観視できない状況が続いております。

このような状況の中、当組の平成30年度の営業成績は以下の通りとなりました。

■預金・積金

個人預金は若干減少したものの、法人預金が大幅に増加し、預金積金の期末残高は、前期比7億2千3百万円増加の217億2千1百万円となりました。

■貸出金

事業性資金、個人向け消費性資金ともに増加し、前期比1億1千万円増加の95億3千1百万円となりました。

■収益

収益面においては、日銀のマイナス金利政策の継続に伴い貸出金利回りが低下を続ける中、貸出金残高の増加、有価証券運用額の増加により、前期比4百万円増の2億4千9百万円の資金運用収益を確保しました。また、貸倒引当金が減少したことなどから、臨時収益は3千7百万円と前期に比べ3百万円増加しました。これらのことから、経常収益は前年比7百万円増加の3億1千7百万円となりました。

費用面においては、資金調達費用が減少したものの、人件費、物件費が増加し、経常費用は前期比3百万円増加の2億7千9百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比5百万円増加の3千8百万円となり、当期純利益も6百万円増加の3千7百万円となりました。

■自己資本比率

当期末の自己資本比率は、貸出金残高等の増加に伴いリスクアセットが増加したことから、対前期末比0.12ポイント低下し10.47%となりました。国内基準の4.0%を上回る自己資本比率を確保しております。

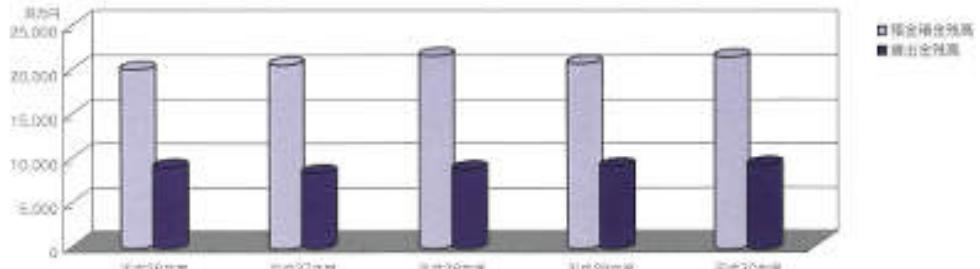
●主要な経営指標の推移

		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
四半期		平成20年7月期	平成20年10月期	平成21年7月期	平成21年10月期	平成22年7月期	平成22年10月期	平成23年7月期	平成23年10月期
利	経常収益	369,237	360,042	316,570	309,459	317,370			
益	経常利益	72,986	9,763	30,142	32,490	38,120			
当	当期純利益	72,638	9,456	29,837	31,499	37,745			
残	預金積金残高	20,486,523	20,915,625	21,882,351	20,996,771	21,721,596			
資	貸出金残高	9,234,934	8,984,619	9,039,576	9,361,411	9,531,999			
本	有価証券残高	2,841,705	3,795,455	4,549,899	5,718,872	6,043,344			
業	粗利差額	21,805,912	22,446,053	24,223,576	23,497,065	24,380,741			
業	純資本額	905,583	1,346,250	1,333,885	1,361,925	1,411,438			
自	自己資本比率(単体)	9.30	11.82	11.02	10.59	10.47			
資	出資比率	368,020	364,937	362,471	365,551	365,185			
本	出資総口数	736,040	729,894	728,942	731,102	730,370			
出	個人	3,372	3,362	3,355	3,359	3,378			
資	法人	395	390	390	394	393			
本	合計	3,758	3,742	3,745	3,753	3,771			
出	出資に対する配当率	3,695	7,356	7,308	7,302	7,303			
資	出資総額	—	200,000	200,000	200,000	200,000			
本	出資総口数	—	50,000	50,000	50,000	50,000			
出	個人	—	—	—	—	—			
資	法人	—	—	—	—	—			
本	合計	—	—	—	—	—			
出	出資に対する配当率	—	8	3,240	3,240	3,240			
資	実質	18	17	18	16	15			
本	支性	10	12	12	12	11			
出	合計	28	29	30	28	26			

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出してあります。

【預金・貸出金の推移】



中期経営計画（2016年度～2020年度）

～愛される・親しまれる・頼られる信用組合を目指して～

信用組合の原点ともいえるこれらの言葉を合言葉に、組合員の皆様に気持ちよく取引していただける「ちゅうしん」を目指します。

【我々役職員は行動します】

必要とされる職員、信頼される職員を目指します

悩みと一緒に考え、問題の解決に向け努力する職員を目指します

"Face to face" "Footwork" "Friendly & Kindly"

収益力の強化

- 貸出金の増強を第一とす
る。そのため、人員体制の強化と、ターゲット先を明確にした捲入活動の徹底により、融資中心の渉外体制を構築します。

- 保険窓口ならびに、為替手
数料増強のための体制整備を図ります。

中小規模事業者に 対する支援と地域 活性化への取り組 みの強化

- 組合員である中小規模事業者への積極的かつ継続的な信用供与を通しての支援体制を継続します。

- 経営改善・事業再生、創業支援・新事業立ち上げ、事業承継におけるコンサルタント機能を通して、地域活性化を推進するための体制整備を図ります。

将来を見据えた 人材育成

- OJT、外部研修、自己啓発、ジョブローテーションを通じ、融資に強い職員、コンサルティング能力の高い職員の育成を図ります。

リスク管理

リスク管理の体制

■ リスク管理の基本方針

金融の自由化・国際化の進展などにより金融機関を取巻く環境は大きく変化し、取扱業務や金融サービスは多様化・複雑化しており、リスク管理の重要性は一段と高まっています。

当組合では、経営の健全性の維持・向上を図るため、リスク管理を重要な経営課題の1つと位置付け、「各リスク管理方針・規程」に則り、各リスクの把握とリスクの阻害未然防止・抑制に努めています。

また、「統合的リスク管理方針」、「統合的リスク管理規程」に基づき、当組合の規模・特性に見合った統合的リスク管理態勢の整備を図るとともに管理体制の確立に努めています。

■ 信用リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、貸出等を行っている取引先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少または消失し、損失を被るリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最も重要なリスクであると認識の上、与信業務の基本的な方針や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」を制定し、役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢の構築に努めています。

融資に際しては、融資先の安全性、資金需要の妥当性、返済財源の確実性、担保力の安定性など、「信用リスク管理規程」の審査基準に従って、公正・厳正に行なっているほか、貸出実行後においても業績・保全状況の見直し等、事後フォローに努めています。

貸倒引当金については、当組合が定めた「資産の自己直定基準書」に基づき厳格な資産直定を行い、債務者区分ごとの貸倒実積率等を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

○リスク・ウェイトの判定に使用する過格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当するリスク・アセット額を求めるために使用する資産に対する掛けのことです。

当組合の保有する資産の一部（有価証券等）について、以下の4社をリスク・ウェイトの判定に使用しています。なお、エクスボージャーの種類ごとに過格格付機関の使い分けは行っておりません。

1. 日本格付投資情報センター（R&I）
2. 日本格付研究所（JCR）
3. ムーディーズ・インベスター・サービス・インク（Moody's）
4. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

○信用リスクの削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい。具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金用途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保や保証に過度に依存しないよう努めています。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

万一、与信取引においてお客様が期間の利益を失われた場合には、預金相殺を用いる場合がありますが、この際、信用リスク削減方策の一つとして、各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、払戻充当いたします。なお、バーゼルIIで定められている信用リスク削減手法における過格格付機関担保取引においては、当組合は簡便手法を用いており、自組合預金権利の担保に関する手続きについては、組合が定める「貸出事務取扱要領」等に基づき、適切な事務取扱いを行っております。

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

■ 証券化エクスボージャーに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付として証券化し、第三者に売却することをいいます。

一般的には、証券の裏付となる原資産の保有者であるオーナーと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当組合においては、いずれも該当する取引は行っておりません。したがって、証券化に関するエクスボージャー及びリスクは存在しません。

■ 市場リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当組合では、経営体力に見合った適正な水準にリスクをコントロールし、適正な収益を確保することを基本方針としております。

市場リスク管理体制の方法については、「市場リスク管理制度」においてリスク限度枠と限度枠に対するアラーム・ポイントを定め、VaR（バリューアット・リスク）手法により行っております。また、その内容を常勤会に報告するとともに必要に応じて対応について協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

■ 流動性リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

流動性リスクとは、必要な資金の確保ができなかつたり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。

当組合では、資金繰りの状況、兌通し及び資金繰りに影響を及ぼす諸条件の変化を厳密に把握・管理することにより、経営基盤の安定性の向上を図るとともに、平常時においても流動性危機時を想定しての対応策を確立することを基本方針としております。

流動性リスクの管理については、資金繰り監理部門が日々の資金繰り及び支払準備進度の状況を把握するとともに、その状況について定期的に常勤会に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

■ オペレーション・リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、信用リスク、市場リスク、流動性リスク以外の全てのリスクを「オペレーション・リスク」と捉え、その主なものとして「事務リスク」、「システムリスク」、「人的リスク」、「風評リスク」等があると考えております。これらのリスクをはじめ、多様化かつ複雑化するリスクに対し頭在化の未然防止及び発生時における影響度の最小化を図るために、基本的な管理方針及び管理規程の整備など、管理体制の構築に努めております。また、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備など、顧客保護の観点を重視した体制整備に努めております。

○オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、基礎的手法を採用しております。

■ 出資その他これに類するエクスボーナーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要に関する事項

出資専用エクスボーナーにあたるものは、上場株式、非上場株式及び全債組合などへの出資金が該当します。

そのうち、上場株式にかかるリスクの認識については、内部規程にアラーム・ポイントを設定しており、適宜、時価評価などによりアラーム・ポイントに該当する事象が発生した場合は、経営陣に報告し対応について協議するとともに、経過を常勤会に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式購入商品の取得及び保有については、内部規程で限度額を定めており、その限度額を遵守するとともに、積極的に取得及び保有するのではなく、基本的に債券投資のヘッジ資産として位置づけ、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を行なうことを目的とするものです。

また、非上場株式及びその他出資金に関しては、当組合が定める内部規程に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

■ 金利リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資本価値の変動や、将来の収益性に影響を及ぼすことをいいます。

当組合では金利リスクについて、安定した収益を上げるために一定のリスクを受け受け、コントロールしていくものであり、一方では経営体力（自己資本）に見合った範囲内に抑制すべきものであると認識しております。

リスクの管理については、四半期毎に金利リスク量を算定し、その結果を常勤会に報告するとともに、必要に応じて協議を行うなど、資産・負債の乖離化に向けたリスク・コントロールに努めております。

○内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当組合では、保有する資産・負債のうち、貸出し・預け金、有価証券、預金等についての金利変動により発生するリスクを、経済価値変化（ΔEV）により計測しています。円金利ショック幅を1%とし、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステーピングについて算出してあります。なお、算出における行動オプション性の考え方には、「コア預金」については保守的な前提に基づき考慮しておりますが、「固定金利貸出の期限前解約」及び「定期預金の早期解約」については考慮しておりません。

リスク管理体制 - 資料編 -

■自己資本の構成に関する事項

○自己資本の充実の状況

(単位:千円)

項 目	平成25年度 超過額による不買入額	平成30年度 超過額による不買入額	
		純資本に よる不買入額	純資本に よる不買入額
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	1,277,378		1,304,208
うち、出資金及び資本剰余金の額	765,551		765,185
うち、利益剰余金の額	522,370		549,572
うち、外部流出予定期 (△)	10,542		10,549
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	33,155		17,886
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	33,155		17,886
うち、過格引当金コア資本算入額	-		-
過格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	11,654		9,878
コア資本に係る基礎項目の額	(-)	1,322,388	1,331,973
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額	4,991	1,247	5,340
うち、のれんに係るものとの額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4,991	1,247	5,340
緯延税金資産(一時差異に係るもの)の額	-	-	-
過格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-
書留的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-
信用組合連合会の対象普通出資等の額	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、緯延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、緯延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(口)	4,991	5,340

自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(八)	1,317,397	1,326,633
リスク・アセット等 (3)			
使用リスク・アセットの額の合計額		11,924,217	12,157,784
うち、超過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		△ 305	43,904
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービスリング・ライツに係るもの）を除く。		1,247	—
うち、課税資金資産		—	—
うち、前払年会費用		—	—
うち、他の金融機関等向けエクスボーラー		△ 45,457	—
うち、上記以外に該当するものの額		43,904	43,904
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		511,105	509,467
信用リスク・アセット調整額		—	—
オペレーション・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)		12,435,323	12,667,251
自己資本比率			
自己資本比率 (八) / (二)		10.59%	10.47%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

○自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	金沢中央信用組合	金沢中央信用組合
自己資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	385,185千円	400,000千円
償還期限	—	—
配当率	年2.00%	年0.61%（5年固定型）



■自己資本の充実度に関する事項

(単位：千円)

	平成29年 年末		平成30年 年末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	11,924,217	476,968	12,157,784	486,311
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	11,923,661	476,964	12,096,730	483,829
(i) ソブリン向け	109,150	4,366	89,446	3,577
(ii) 金融機関向け	1,894,657	75,700	2,064,579	82,583
(iii) 法人等向け	7,852,431	314,097	6,579,544	263,181
(iv) 中小企業等・個人向け	733,946	29,357	713,948	28,557
(v) 抵当権付住宅ローン	103,765	4,150	133,335	5,333
(vi) 不動産取得等事業向け	656,633	26,265	1,905,976	76,230
(vii) 三月以上延滞等	35,123	1,404	100,360	4,014
(viii) 出資等	23,055	922	22,825	913
出資等のエクスポージャー	23,055	922	22,825	913
重要な出資のエクspoージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC開通調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	25,036	1,001	-	-
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかつ部分に係るエクspoージャー	282,605	11,304	293,236	11,729
(xi) その他	207,454	8,295	192,476	7,699
② 証券化エクspoージャー	-	-	-	-
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー			13,241	529
ルック・スルー方式			13,241	529
マンテート方式			-	-
基然性方式(250%)			-	-
基然性方式(400%)			-	-
フォールバック方式(1250%)			-	-
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	45,152	1,808	43,904	1,756
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額	△ 45,457	△ 1,818	-	-
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	661	26	4,907	196
⑦ 中央清算機関開通エクspoージャー	-	-	-	-
口. オペレーションル・リスク	511,105	20,444	509,467	20,378
八. 単体結果所要自己資本額(イ+口)	12,435,323	497,412	12,667,251	506,690

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の当該相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外國の中央政府以外の公共部門(当該国においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、歐州中央銀行、歐洲共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人専向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクspoージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産、総延税金資産等が含まれます。

6. オペレーションル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーションル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞
 相利益(直近3年間のうち正の値の合計額) × 15% ÷ 8%
 直近3年間のうち相利益が正の値であった年数

7. 営業所要自己資本額=單体自己資本比率の分母の額×4%

■ 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャーおよび証券化エクスボージャーを除く）

○信用リスクに関するエクスボージャーおよび主な種類別の期末残高

〈業種別及び残存期間別〉

(単位：千円)

業種区分	エクスボージャー区分	信用リスクエクスボージャー期末残高						三ヶ月以上延滞エクスボージャー	
		平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
国 内	内	21,828,248	24,333,573	9,554,392	9,730,052	3,813,091	3,611,159	86,463	126,674
国 外	外	1,834,686	0	-	-	1,684,686	2,181,745	-	-
地 域 別 合 计		23,662,934	24,333,573	9,554,392	9,730,052	5,497,777	5,792,905	86,463	126,674
製 造 業		1,042,878	1,117,408	439,968	514,536	602,910	602,972	-	-
農 業、林業		51,543	32,242	51,543	32,242	-	-	-	-
漁 業		-	-	-	-	-	-	-	-
鉱 美、砂石業、砂利採取業		-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業		515,537	494,440	315,355	294,256	200,181	200,181	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業		200,304	200,304	-	-	200,304	200,304	-	-
情報通信業		100,127	100,127	-	-	100,127	100,127	-	-
運輸業、郵便業		373,971	400,015	173,719	199,762	200,252	200,252	-	-
卸売業、小売業		3,538,507	3,630,862	3,236,102	3,326,906	302,022	301,796	19,885	19,390
金融業、保険業		9,094,181	10,789,764	10,014	50,044	1,886,096	2,282,559	-	-
不動産業		2,021,867	2,217,898	1,617,526	1,813,526	399,840	399,872	-	-
物品販賣業		-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業		40,851	45,997	40,851	45,997	-	-	-	-
宿泊業		100,067	100,252	-	-	100,067	100,252	-	-
飲食業		756,590	679,701	756,590	679,701	-	-	35,914	34,814
生活関連サービス業、娯楽業		48,423	33,577	48,423	33,577	-	-	6,906	-
教育、学習支援業		-	6,333	-	6,333	-	-	-	-
医療・福祉		-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス		625,841	479,087	424,954	378,247	200,097	99,990	-	-
その他の産業		505	505	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等		1,410,880	1,204,466	-	-	1,305,996	1,204,437	-	-
個人		2,431,865	2,352,917	2,431,865	2,352,917	-	-	23,756	72,469
その他の		408,999	447,667	7,487	-	-	100,257	-	-
業種別合計		23,662,934	24,333,573	9,554,392	9,730,052	5,497,777	5,792,905	86,463	126,674
1年以下		9,856,666	10,041,137	3,514,121	4,000,941	610,458	711,928	-	-
1年超3年以下		3,133,429	3,257,079	1,727,968	1,644,147	1,006,461	1,112,931	-	-
3年超5年以下		2,692,718	2,365,760	1,276,954	1,165,075	1,415,763	1,200,694	-	-
5年超7年以下		1,263,521	1,208,065	762,477	705,065	401,043	402,999	-	-
7年超10年以下		1,251,123	1,617,786	748,942	717,786	502,180	700,000	-	-
10年超		3,565,102	3,439,972	1,502,233	1,475,612	1,562,869	1,664,360	-	-
期間の定めのないもの		1,900,172	2,403,770	21,695	21,423	-	-	-	-
残存期間別合計		23,662,934	24,333,573	9,554,392	9,730,052	5,497,777	5,792,905	-	-

(注) 1、「貸出金、コミットメント及び他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2、「三ヶ月以上延滞エクスボージャー」とは、元本又は利息の支払が約定期限の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスボージャーのことです。

3、上記の「その他」は、要付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類するこれが困難なエクスボージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産及び他の資産等が含まれます。

4、CVAリスクおよび中央清算機関間連エクスボージャーは含まれおりません。

5、業種別区分は日本標準産業分類の人分類に準じて記載しております。

○一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

	平成29年度		平成30年度	
	期初残高	当期増減額	期末残高	当期増減額
	一般貸倒引当金	33,155	2,064	17,886
個別貸倒引当金	223,519	△ 29,396	213,546	△ 9,972
合計	256,674	△ 27,332	231,433	△ 25,241

○業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：千円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	平成29年度		平成30年度		平成29年度	平成30年度
	当期増減額	期末残高	当期増減額	期末残高		
製造業	△ 1,253	-	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-
商業	-	-	-	-	-	-
鉱業、石炭、砂利採掘業	-	-	-	-	-	-
建設業	△ 24	6,745	5,934	12,680	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	△ 10,121	168,596	△ 9,852	158,743	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-	-	-
物品販賣業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-
宿泊泊業	-	-	-	-	-	-
飲食業	△ 11,443	28,503	△ 3,907	24,595	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	△ 969	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-
医療、福祉社	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	△ 2,965	-	-	-	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人	△ 2,629	19,673	△ 2,147	17,526	-	-
合計	△ 29,396	223,522	△ 9,972	213,546	-	-

(注) 1. 当組合は、国内の設定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 貸出金償却は、個別貸倒引当金の目的取扱分（29年度：1,243千円・30年度：なし）を除いて記載しております。

3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：千円)

表示で定めるリスク・ウェイトの区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成29年度		平成30年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	-	1,638,298	-	1,522,924
10%	-	1,073,944	-	895,345
20%	200,029	9,528,114	400,530	10,024,736
35%	-	295,472	-	380,959
50%	1,605,067	69,152	1,805,265	104,008
75%	-	785,142	-	780,652
100%	802,281	7,575,993	601,732	7,693,169
150%	-	17,551	-	58,377
250%	-	70,885	-	65,870
1250%	-	-	-	-
合計	2,607,378	21,055,555	2,807,529	21,526,044

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■ 信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	西格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
信用リスク削減手法が適用 されたエクスポージャー	632,519	652,024	-	34,698	-	-

(注) 1. 当組合は、西格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示〔平成18年金融庁告示第22号〕第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構により保証されたエクspoージャー）を含みません。

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

○出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

区分	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上場株式等	-	-	-	-
非上場株式等	214,355	-	219,125	-
合計	214,355	-	219,125	-

(注) 非上場株式のうち貸借のあるものについては、上場株式等に含めて記載しております。

○出資等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	平成29年度	平成30年度
売却益	-	450
売却損	2,015	-
償却	-	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

○貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

○貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

	平成29年度	平成30年度
ルック・スルー方式を適用するエクspoージャー		150,000
マンデート方式を適用するエクspoージャー		-
無然性方式(250%)を適用するエクspoージャー		-
無然性方式(400%)を適用するエクspoージャー		-
フォールバック方式(125%)を適用するエクspoージャー		-

■ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRR881：金利リスク		イ AEVE		ロ	
項目		当期末		前期末	
		△EVE	△EVE	△EVE	△EVE
1	上方パラレルシフト		436		
2	下方パラレルシフト		0		
3	スティーブ化		375		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値		436		
		ホ	ヘ		
		当期末	前期末		
8	自己資本の額		1,326		

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（平成31年2月18日）による改正により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。なお、前年度開示しておりました旧基準による「金利リスクに関する内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」（平成29年度）は、184百万円でございます。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係る99パーセンタイル値であり、当期末の△EVEとは計測範囲等が異なります。このため、両者の計数の差異が金利リスクの増減を示すものではありません。

リスク管理債権・金融再生法開示債権の状況

●リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区分	残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当率(C)	保全率(B+C)/(A)
破綻先債権	平成29年度	0	0	—
	平成30年度	—	—	—
延滞債権	平成29年度	849	611	223
	平成30年度	815	590	213
3か月以上延滞債権	平成29年度	—	—	—
	平成30年度	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成29年度	310	187	25
	平成30年度	229	105	12
合計	平成29年度	1,159	798	249
	平成30年度	1,044	695	226

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒済却を行った部分を除く）。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。

2. 「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という）を回ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。

3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（上記1.及び2.を除く）です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を回ることを目的として、全利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行つた貸出金（上記1.～3.を除く）です。

5. 「担保・保証額(B)」は、自己直定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。

6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

7. 「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証・貸倒引当金を規定している割合です。

8. これらの開示額は、担保保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

●金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

当組合の主な貸出先は中小零細企業であり、担保等の処分による不良債権の圧縮は、「組合員との共存共榮、相互扶助」を経営理念とする信用組合において「不良債権圧縮のための債権売却等の削減手法の導入」は困難であります。しかしながら、貸倒引当処理は確実に実施し、将来のリスクに備えております。

(単位：百万円、%)

区分		債権額(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全額(D)= B+C-A	保全率 (D/A) (%)	貸倒引当率 (C/(A+B)) (%)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成29年度	86	36	49	86	100.0	100.0
	平成30年度	85	35	50	85	100.0	100.0
危険債権	平成29年度	768	580	173	753	98.1	92.4
	平成30年度	734	559	163	722	98.4	93.3
要管理債権	平成29年度	310	187	25	212	68.5	20.7
	平成30年度	229	105	12	117	51.3	10.0
不良債権計	平成29年度	1,165	804	249	1,053	90.3	68.9
	平成30年度	1,049	700	226	926	88.2	64.7
正常債権	平成29年度	8,421					
	平成30年度	8,719					
合計	平成29年度	9,586					
	平成30年度	9,769					

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利済の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 「要管理債権」とは、「3か月以上遅滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。

4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に疑惑がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。

5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可抵充込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

7. 会額は決算後(償却後)の計数です。



地域貢献に関する事項

I 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、金沢市の武蔵ヶ辻近江町地区・駅西地区・大野地区に店舗を配置し、石川県内において事業を営む食料品取扱業者、勤労者、その他の協同組織、及び金沢市・白山市・野々市市・かほく市・河北郡の中小規模の事業者、勤労者、その他の協同組織、住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の基本理念に基づき運営されている協同組合金融機関です。

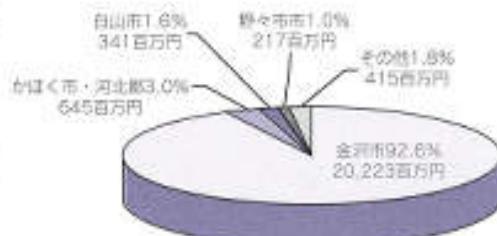
中小零細事業者や勤労者、その家族、住民など一人ひとりの顔が見える取引、すべてに手の届くキメ細かな取引をモットーにしており、常にお客様（組合員）の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質の向上や文化の向上に積極的に取組んでおります。

II 預金を通じた地域貢献

○預金の状況

当組合は、個人134億円、法人（個人以外）82億円のご利用をいただいております。



○預金の地区別状況

当組合の預金は、金沢市を中心とする地域の皆様からの預金で占めております。

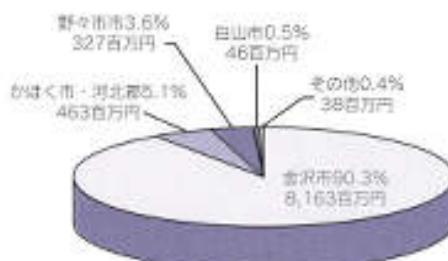
○特別金利定期預金の取扱い

当組合では、お客様のニーズなどに合わせて期間限定の特別金利の定期預金などを取り扱っており、ご好評いただいております。

III 融資を通じた地域貢献

○貸出金の利用状況

当組合は、個人向け融資26億円、事業性融資68億円のご利用をいただいております。



○貸出金用途の利用状況

当組合は、設備資金46億円、運転資金48億円のご利用をいただいております。

○貸出金地区別の利用状況

当組合の貸出金は、金沢市を中心とする地域の皆様からご利用頂いております。

また、各地域の特徴・特性にあわせたローン「近江町市場商店街活性化ローン」、「大野町商工振興会活性化ローン」や「経営者支援ローン」など、ご利用いただき易いよう商品を提供し、地域の活性化に取り組んでおります。

○地方自治体の制度融資の利用状況

当組合は、石川県や金沢市の中小企業向け制度融資の取扱窓口に指定されており、平成30年度は、石川県制度融資2件1千2百万円、金沢市制度融資15件1億5千5百万円のご利用をいただいております。

○住宅ローン・消費者ローンの利用状況

当組合は、住宅ローン14億3千6百万円、消費者ローン3億2千8百万円のご利用をいただいております。

IV お取引先への支援状況、及び地域の活性化のための取組状況等

○経営改善支援

当組合では、取引先に対するコンサルタント機能を発揮するうえで最も重要なことは、お客様との信頼関係を築くことであると考え、定期的かつ継続した訪問活動等によりお客様との親密な関係を築くことに重点を置き活動しています。

こうした活動を通じてお客様の経営実態を把握し、抱えておられる経営課題等の相談に親身になって対応できるよう心がけています。

さらに、経営支援部・審査管理部と各営業店が連携し経営改善計画策定の支援と金融の円滑化に努めています。また、TKC 全国会と提携し認定経営革新等支援機関である公認会計士事務所との連携も行っております。

○創業支援

商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫との業務提携・協力の枠組みへ参加し創業支援を行っています。

○成長基盤強化・支援への取組み

当組合では、地域の振興・活性化のための取組みを行っておりますが、さらに、日本銀行による「貸出支援基金の運営として行われる成長基盤強化を支援するための資金供給制度」の趣旨に基づき、地域の中小零細事業者様の成長基盤強化支援を図るよう取り組んであります。

○地域振興・活性化への取組み

地域の振興・活性化のための保証・担保に過度に依存しない事業者ローンの取扱いを行っています。

○北陸税理士会と中小企業支援での連携について

当組合は、北陸税理士会の石川県内5支部と中小企業支援のための業務協力に関する連携協定を締結しており当組合と北陸税理士会は相互に連携して、中小企業の育成ならびに事業承継、経営相談等、より一層の支援を行ってまいります。

○他の金融機関等との連携について

当組合は、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは守秘義務に留意しつつお客様の同意を得たうえで、情報の確認・照会を行うなど地域金融の円滑化に努めてまいります。

○「しんくみ食のビジネスマッチング展」の実施について

信用組合業界では、各地域のお客様を結ぶ「しんくみ食のビジネスマッチング展」を毎年実施し、全国の味自慢の特色ある事業者がお店し全国のバイヤー等に商品のPRや商談を行う場を提供しています。

当組合においても参加するお客様に対しサポートさせていただいている。



○金澤市場人「鍛成塾」に協力

当組合の主要なお客様である金沢市中央卸売市場の、卸、仲卸、関連業者、開設者等の将来を担う若手を集め、市場を一つの経営体として捉え次世代を創造する市場人を鍛磨育成するために発足した「金澤市場人「鍛成塾」」に講師を派遣し運営に協力しています。

○金融円滑化措置の適切な実施に向けた取組みについて

当組合では、平成21年12月に施行された「中小企業金融円滑化法」は、平成25年3月末で終了いたしましたが、中小企業のお客様や住宅ローンをご利用のお客様へのこうした取組みを自らの社会的使命と考え、相互扶助の基本理念のもと、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申し出があった場合には、これまでと同様に、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

- また、この取組みを適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。
- (1) 金融円滑化管理統括部署を設け、貸出条件の変更等への適切な対応、対応状況に関する適切な開示・報告、その他金融円滑化の適切な実施のための必要な措置を行います。
 - (2) 営業店に「金融円滑化に関する相談窓口」を設置するとともに、「ご返済等に関するご相談受付窓口」を本部に設置し、貸出条件の変更等の申込み等及び相談・苦情について適切に対応いたします。
 - (3) お客様へのきめ細かな経営改善支援を行うために、経営改善計画策定から策定後の経営相談・経営指導にこれまで以上に真摯に取組みます。

○貸付け条件の変更等の申込みを受けた債権の取り組み状況

平成31年3月末（平成21年12月4日～平成31年3月31日）の状況は以下のとおりです。

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：件、百万円）

	件 数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	1,958	24,632
うち、実行に係る貸付債権	1,946	24,440
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	12	193

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：件、百万円）

	件 数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	30	319
うち、実行に係る貸付債権	26	284
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	4	35

V 地域サービスの充実

○キャッシュカードサービス

当組合のキャッシュカードは、全国の信用組合、銀行、郵便局やコンビニエンス・ストアのATMで利用可能であり、さらに『しんくみお得ネット』では、提携する信用組合のATMで指定の時間内であれば、お引出し手数料を支払うことなく現金の引出しが可能です。

また、ATM利用手数料（振込手数料は除く）が戻ってくる「キャッシュバックサービス」も行っております。

○全国の信用組合で通帳記帳が可能

当組合では、全国の信用組合のATM（一部の信用組合を除きます）で普通預金の通帳記帳が相互に可能な「信用組合ATM相互記帳提携」を平成29年11月より開始し、お客様の利便性向上に努めています。

○年金受給者への訪問活動等

当組合で年金をお受け取りになられている方々へお誕生日にささやかなお祝いの品をお渡ししております。

また、200万円を上限として店頭金利より0.3%金利を上乗せした「ちゅうしん年金定期とくとく」の取り扱いを行っております。

○情報提供活動

当組合では、隔月発行のいきいきライフを応援するしんくみ情報誌「ボン・ビバーン」を店頭等でお配りしております。

また、インターネットのホームページを開設し各種情報を発信しております。

（ホームページアドレス <http://www.kanazawachuo.shinkumi.jp/>）



VI | 文化的・社会的貢献に関する活動

○地域行事への参加

当組合では、各店地域の交流を進めるとともに、地域ぐるみの諸行事等に積極的に協賛・参加して、ふれあいの輪を広げております。

また、店舗のロビーをお客様の交流の場と位置付け、地域の方々へ開放し各種展示会等で利用いただいております。



百万石まつり踊り流し



大行燈祭り



ロビー展: 大野町保育園

○クレジットカードでの社会貢献

当組合では、信用組合と㈱オリエントコーポレーションが提携し共同開発した社会貢献型クレジットカード「しんくみビーター・バンカード」の取扱いを行っております。このクレジットカードでショッピング等ご利用されたご利用額の0.5%が地域のチャリティ関連団体やロンドンの「グレート・オーモンド・ストリート病院」などもチャリティ等に寄付されます。

寄付された資金は、難病や障害と戦っている子どもたちへの健全な育成活動に役立てられています。（お客様は、カードをご利用になるだけでご負担はありません）

平成30年度も引き続き当地域では、「石川県肢体不自由児協会」へ寄付させていただきました。



○献血活動の実施

当組合では、社会貢献の一環として役職員が年2回定期的に献血に協力しています。



○「認知症サポーター認定所」

職員が「認知症サポーター養成講座」を受講し認知症についての知識や理解を深めています。

また、当組合では、「認知症サポーター認定所」に登録され、地域で生活する高齢者が、認知症という病気になってしまっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう貢献してまいります。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借り入れや、保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

	平成29年度	平成30年度
新規に無保証で融資した件数	39件	21件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	5.86%	3.32%
保証契約を解除した件数	2件	4件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	0件	0件

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

I 概要

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けてありますので、お取引先店舗または総務部までお気軽にお申し出ください。

*苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをおいいます。

【金沢中央信用組合 総務部】

住所：〒920-0905 石川県金沢市上近江町15番地

電話番号：076-261-7111

受付時間：9:00～16:30

月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除く）



苦情等のお申し出は当組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合総務部へご相談ください）。

【しんくみ相談所（一般社団法人 全国信用組合中央協会）】

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1

電話番号：03-3567-2456

受付時間：9:00～17:00

月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日を除く）

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。



東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務部またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

例えば、金沢弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。

例えば、お客様は、金沢弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話ししたことにより、手続を進めることができます。

*移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

名称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ閣1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ閣1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ閣1-1-3
電話	03-3681-0031	03-3595-8588	03-3681-2249
受付日 時 間	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金（除 祝日、年末年始） 10:30～12:00、13:00～16:00	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00、13:00～17:00

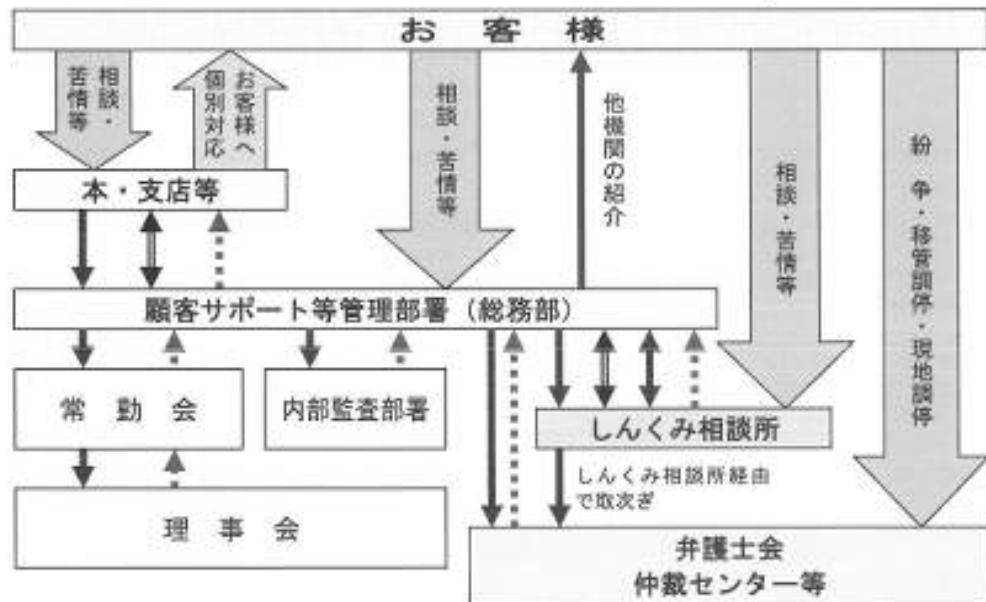
名称	生命保険相談所 (一般社団法人生命保険協会)	そんぽADRセンター (一般社団法人日本損害保険協会)
住所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1	〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9
電話	03-3286-2648	0570-022808
受付日 時 間	月～金（祝・休日、年末年始除く） 9:15～17:00	月～金（祝・休日、年末年始除く） 9:15～17:00

II | 内部管理態勢

当組合は、お客様からのお申出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、本支店または総務部で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介し、その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務部が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を含めた圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

【 苦情受付・対応体制 】



総代会

■ 総代会の役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合では組合員数が多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営されています。

また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要な事項に関する審議、決議が行なわれます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

■ 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

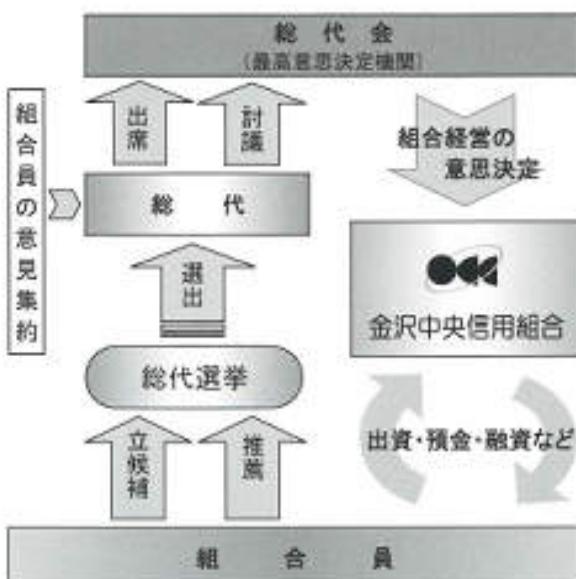
総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者（立候補者、（推薦を含む））の数が総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者、（推薦を含む））を当選者として投票は行つておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。

総代の定数は、100名以上190名以内です。



（総代選挙規程抜粋）

（選挙者名簿）

第3条 総代選挙は、予め選挙区で作成した選挙者名簿によって行なう。

2. 前項の選挙者名簿は選挙日の14日前に確定する。

3. 選挙者名簿に記載されないものは選挙権及び被選挙権を有しない。

4. 選挙者名簿が確定した後は総代選挙が終了するまでは組合員の持分の移転は停止する。補充選挙もまた同じ。

（総代の定数）

第4条 選挙すべき総代の総数は、100名以上190名以内とする。

（選挙の執行）

第5条 選挙は総代の任期満了の前日から20日以内又は任期満了後10日以内に行なうことができる。

（選挙期日）

第6条 総代選挙日は理事長が定め、少なくとも14日前までに公示しなければならない。

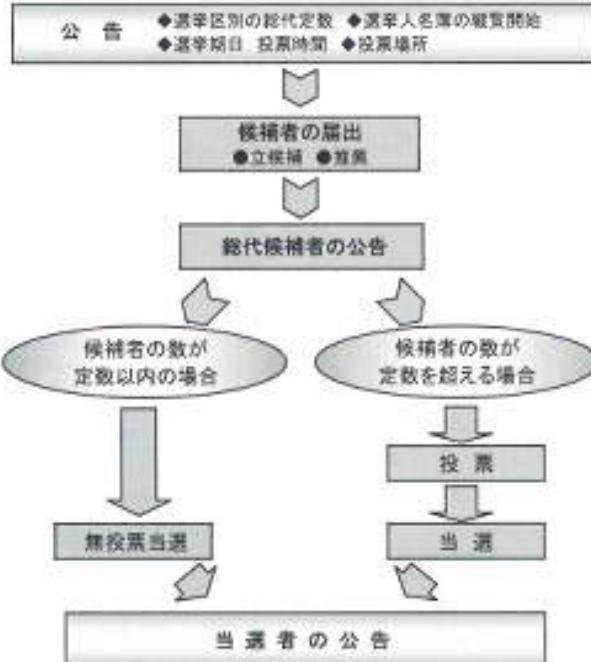
2. やむを得ない事由があるときは理事長は選挙日を延期することができる。この場合は期した選挙期日から少なくとも10日前までにその旨公示しなければならない。

（候補者の立候補）

第19条 前各条にかかわらず、総代となろうとする者は、第5条に定める選挙期日の7日前までに、その旨を理事長に提出なければならない。

2. 前項の規定による届出があったときは、理事長は直ちに候補者の氏名を公告し且つ第1条の推薦人にこれを報告しなければならない。
 (無競争当選)
 第20条 前条の規定による届出があった総代候補者が第4条に定める総代定足数を越えないときは、その総代候補者を以って当選者とし、投票を行わない。
 2. 前項の規定により投票を行わぬこととなつたときは、理事長は直ちにその旨を公告しなければならない。

（総代選挙までの手続き）



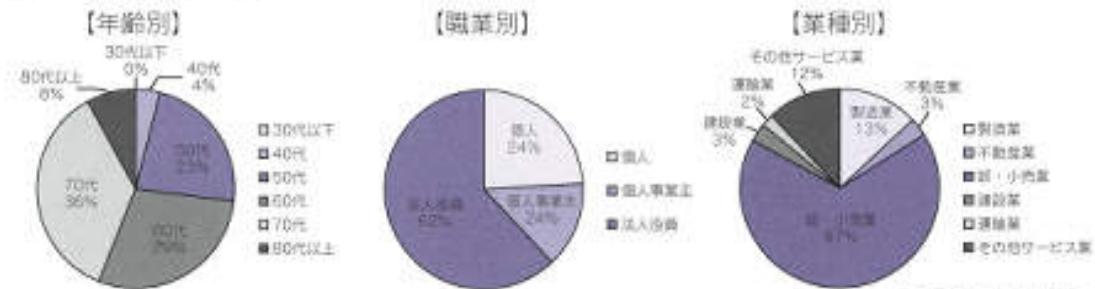
■ 総代のご紹介

(総代定員190名中 121名) 令和元年 6月20日現在 (敬称略 五十音順)

【金沢市】 108名	安宅 雅夫⑩	芦井 角男⑩	池内 季輔⑦	池田 朱一③	石田 順一⑤	石田 武⑩
	岩内三千夫②	岩井 浩一①	上藤 俊洋②	上村 正②	後 外志広⑥	江口 弘泰①
	大浦 政昭⑩	大津 一嘉⑨	大友 伸三①	大西 齐①	田谷 清行⑩	竹木 元①
	佑木 良一⑩	笠間 和雄①	片山 明治①	紙谷 一成②	上前 浮一③	神田 実治②
	北 久三郎②	北 里子②	北川 紀吉①	木戸 喬治⑦	玄田 学⑤	越村 雄行⑩
	越村 収一②	越村 久男⑧	小寺 賢一②	齊田 隆⑦	坂本 実⑩	佐々木秀明⑩
	塙川 英広⑩	子南 和夫⑥	島田 弘⑩	崎田政之助⑦	下出 雅之①	生水ゆかり①
	喜田 和幸①	新保 茂樹①	杉本 雅宏⑥	関本 良夫⑤	全屋 裕幸③	忠村 勇司②
	辰村 伸⑤	田中 邦弘①	辻 幸三①	津田 宏②	出口 力②	原 哲夫②
	徳田 駿一⑤	中田 昭雄②	西 正男⑥	西村 克秀②	則竹 良雄③	八田 乾③
	久木一外司④	冨村 翼一⑨	藤井 義①	二永 純宏⑥	法花屋 貴也⑦	本田 法生⑩
	牧 友義雄①	松川 治彦⑦	松任 紀夫⑦	松本 久典③	松本 雅之⑦	水野 市郎③
	宮田 正弘③	宮村 宏志⑨	宮本 信行③	村崎 一男①	宝野 潔⑦	安田 重夫②
	山崎 良則①	山下 謙一①	山口 孝③	山本平次郎⑩	山本 哲夫②	柏木 隆一②
	横井 貞治②	横町 博一⑤	吉川 錠④	吉田 一寧①	吉村 一①	米崎 寿一②
	荒井 一夫②	菱森 長八⑩	菱森 義雄⑤	石田 康吉⑤	一松 勲⑤	金子 忠充②
	川端 正⑤	植木 梅⑨	細田 博志⑤	符井 明朗⑤	忠村 光流⑤	田中 英典⑤
	直江 政行⑤	西口 亮夫⑤	早川 沢⑤	當ト 清⑤	二好 勝一⑤	森 隆⑤
【白山市】 4名	鳥田 保秀③	蘿尾 駿②	林 吉夫⑤	松村 和義⑤		
	鶴田 康②	伊藤 幸男②	下村 秀空④	根布良 博③	野村 幸司②	平村 敬一⑩
【かほく市(第3期)】 7名	三宅道之介②					
【野々市市】 2名	野口 佳夫②	松岡 輝也①				

(注) 姓名の後に既任回数を記載しております。

《総代の属性別構成比》



※「業種別」は法人役員、個人事業主に限る。

■ 第95期定時総代会のご報告

「第95期定時総代会」は令和元年6月20日午後7時より、近江町いちば館4階近江町交流プラザ集会室にて開催され、下記議事録の通り議案の説明・審議を経て満場異議なく全議案が可決・承認されました。



(第95期定時総代会議事録(概要))

定刻に至り、会議に先立つて山口理事長が次の要旨による挨拶を行った。

(山口理事長 挨拶要旨)

本日は第95期定時総代会を開催いたしましたところ、総代の皆様方には大変お忙しい中を、大勢ご出席いただきまして誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

現状につきましては、新聞紙上では「総括盈余および個人消費は緩やかに拡大しつつある」と表現されていますが、当地におきましては、当信組の主要取引先である生鮮食品卸・小売業界はじめ、中小零細業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている先が多くございます。

さて、当期の業績は、当信組の存立基盤であります生鮮食品はじめ、中小零細企業を中心に組合員の資金繰り安定に全力を挙げて参りました。平成ベースでは預金は前年実績を0.80%減の1億6,800万円下回ったものの、貸出金は前年実績を4.64%増の4億2,400万円上回りました。

収益面では、金利低下に伴い貸出金利差や預け金利差が減少となり、資金運用による有価証券利息の増加及び資金調達費用である預金利息が減少となったものの、人件費を主体に経費が増加したことから、コア業務純益403万円(有価証券損益63万円により業務純益334万円)となっております。一方、端末換装の改修(償却債務取扱250万円、前年比△340万円)及び融資残高収益額1,938万円(前年比+827万円、貸倒引当金戻入2,524万円、前年比△84万円等)から経常利益は3,812万円(前年比563万円増)、当期純利益は3,774万円(前年比△24万円増)となりました。自己資本比率は、国内基準4%を上回る10.47%(前年比0.12ポイント減)となりました。

なお、内部留保の充実に努め経営基盤の強化を図っているところですが、優先出資発行(過半数率0.81%)に鑑み昨年同様年間出資配当を2.0%に致したいと存じます。

平成28年4月より金融機能強化計画に基づきスタート致しました中期5ヶ年計画は、既に3年が経過し計画当初から目標のマイナス金利政策による収益環境が大きく変化した事で、本業での融資増強計画の見直しや有価証券運用計画の見直しなど、更に環境変化に合わせた営業体制や施設の見直しなどに取組んでまいりましたが、未だ収益計画は大きな未然となっております。

来期につきましては、貸出金平均残高はこのところ確実に増加してきており、新体制により創出した営業力を今以上に有効活用して、更なる貸出金長期預金の増強と貸出金利のアップや役務取引等収益(保険窓口、データ転送、確定拠出年金、しんくみ相続信託など)の確保のため職員一同不遜恥の決意で取り組み、必ずや令和元年度事業計画を達成し当組合の存立(収益)基盤を確立する所存です。

本総代会には3議案上程されていますが十分ご審議いただきまることをお願い申し上げ、簡便ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。

(議長選任)

次に司会者は議長の選任方法につき、中企法第52条第2項により総代会において選任する事になっているが、司会者に一任願いたく平村理事に依頼したい旨語ったところ、満場異議なく了承された。

引継ぎ平村理事が議長席につき、挨拶のあと議案審議に入った。

(総代会の成立宣言)

議長は本日の定時総代会において、議決権を行使される総代数について事務局へ報告を求めた。

事務局は本総代会においての議決権を有する総代数は121名で本日出席総代数116名、うち委任状によるもの63名と報告した。

報告に暨つき議長は、本総代会において、付議するすべての議案を審議するに必要な定足数を満たしており、本総代会は適法に成立したことを宣言した。

(監査報告)

議長は報告及び議案審議に先立ち、監査報告を石田常勤監事に求めた。

常勤監事の石田でございます。監事を代表して監査報告を申上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書の18ページの「監事の監査報告書」をご覧下さい。去る5月27日、私と内監事様、池水監事様によりまして、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第95期における理事の職務の執行につき、監査を実施いたしました。第95期事業年度に係る「監査の方法及びその内容」並びに「監査の結果」につきましては、「監査報告書」に記載の通りであり、指摘すべき重大な事実は認められませんでした。また、計算書類及びその他何等監査書の監査結果につきましては、会計監査人であります太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。なお、本日の総代会に提出しております議案および審査は、法令および定款に適合しており、指摘すべき事項はございません。議案審議に先立ち、監査報告を申上げました。以上石田監事は監査報告を行った。

(報告事項)

議長は、本日の総代会の報告事項である第35期すなわち平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業報告、貸借対照表及び損益計算書の内容について事務局へ報告を求めた。

事務局は、本総代会の議案書につきましては、本日受付でも手渡しさせていただきましたが、召集のご通知とともにおり送りさせていただけておりますので、一通りお目通しいただいているものとして進めさせていただきますことを予めご了承願います。

事業報告につきましては、議案書の1ページから5ページに記載しておりますとおりです。一つ一つ読み上げての報告は時間の関係もありますので割愛させていただきます。

次に貸借対照表及び損益計算書についてですが、各々は記事項を含め6ページから15ページに記載させていただけております。いずれも記載のとおりであります。主な収支及び損益の概要について説明させていただきます。

先ずは収益面について、資金運用収益は249,852千円で前期比約4.2百万円の増収でした。融資残高は3年連続で増加しており、貸出金利潤、有価証券利潤が増加したことによるものです。

これに加え、実際取扱い料等の投資取引等収益：24,691千円、算、市の制度融資の利子補給金等のその他業務収益：4,881千円、貯金引当金戻入等のその他経常収益：37,945千円を加えた総収益は、317,370千円となりました。

費用面では、資金調達費用は3,434千円で前期比約1.1百万円の減少でした。預金・借入金利潤が減少したことによるものです。

これに役務取引等費用：21,177千円、その他業務費用：718千円、経費：252,814千円、その他経常費用：1,105千円を加えた総費用は、279,249千円でした。

経常収益から経常費用を差引いた経常利益は38,121千円となり、損益において前期比5,630千円増加しました。

当期の税引前当期純利益は、38,041千円となり、法人住民税：296千円を引いた当期純利益は37,745千円となり、前期比6,245千円増加となりました。

これに前期換算金：328,475千円を加えた当期の未処分剰余金は366,220千円となっております。

また、当期末の自己資本比率は、当期末比約1.12%減少したものの、国内基準4%を大きく上回る10.47%となりました。

議長は本報告について質問・意見を求めたところ、質問・意見はなく、引き続き議案審議に入ることを宣言した。

(議案審議)

第1号議案 剰余金処分案承認の件

議長は第1号議案を上程し事務局に説明を求めた。

担当者は議案書の剰余金処分案に基づき、当期末処分剰余金は366,220,673円であること、利益準備金に4,000,000円、普通出資に対する配当金を昨年同様7,309,671円(2.0%)、優先出資に対する配当金3,240,000円(0.81%)の計14,549,671円を利益処分とし、残りの351,671,002円については繰基金として、翌年に繰越させていただきたいと説明した。

議長は本件について意見・質問等がないかを求めたところ「異議なし」との発言があり、第1号議案を詫ったところ満場異議なく拍手をもって原案通り承認可決された。

第2号議案 第36期事業計画および収支予算(案)承認の件

議長は第2号議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は議案書の第36期事業計画及び収支予算(案)に基づき、事業計画(案)の貸借対照表の主な項目及び、収支予算(案)の収益の部と費用の部について説明した。

議長は本件について意見・質問等がないかを求めたところ「異議なし」との発言があり、第2号議案を詫ったところ満場異議なく拍手をもって原案通り承認可決された。

第3号議案 常勤監事退任に伴う後任選任の件

議長は第3号議案を上程し、担当者に説明を求めた。

担当者は第3号議案について、常勤監事の石田順一氏については、任期は令和4年6月までだが、一身上の理由から退任を申し出られており、総代会で役員選考委員会により後任候補者を選出し指名推薦の方法で行いたい。なお、中企法の改正に伴い平成20年の総代会で定款変更を行い平成22年より、監事の任期は4年以内となつてあり、本日退任の後の常勤監事の任期については、前任者の残任期間(3年)となることも併せて説明した。

議長は事務局からの説明の通り、「理事の退任を候補委員により指名推薦の方法で行うについて宣しいですか」と詫ったところ、異議なしとの発言が相次ぎ議長はこれを承認した。次に、選考委員の選任方法について詫ったところ、「議長一任」との発言が上がり、議長は松任紀夫氏、二永純宏氏、杉本雅宏氏、忠村健司氏の4者を選任した。

選考委員は議長の「総代会を中断して選考委員会を開きますので、選考委員の方は別室へお集まりください」との発言に基づき別室で役員選考委員会が開催され、総代会は一時中断された。

その後、選考委員会で議長を務めた松任紀夫委員が候補者名簿を議長へ提出した。

議長は総代会の再開を宣言するとともに、監事候補者として、下村秀幸氏の名前を読み上げ、指名推薦したい旨発言した。

議長は本件について意見・質問等がないかを求めたところ「異議なし」との発言があり、詫ったところ満場異議なく拍手をもって下村秀幸氏が監事に選出された。

(議案審議の終了)

議長は以上をもって、本日の定期総代会の議事はすべて終了したことを告げた。

出席総代へ感謝の意を表して、議長の義務を終了したことを告げ、議長席を離れた。

続いて、石田常勤監事が退任挨拶を行った。

(石田常勤監事 挨拶要旨)

6月度に限り、監事を務めさせていただきましたが、本総代会をもって退任することとなりました。総代の皆様方、誠にありがとうございました。なお、引き続き参りとして組合に勤務いたしまして、「近江町市場三百年史」の編纂に取り組ませていただきますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

引き続き、佐々木常勤理事が閉会の挨拶を述べたあと事務局は閉会を告げた。

(佐々木常勤理事 閉会挨拶要旨)

本日は平野敏一様、議長の大役、大変ご苦労様でした。
お話をもちまして、提出されました全議案をとどこおりなくご承認、可決いただき、誠に有難うございました。総代の皆様にも厚く御礼申し上げます。

私たち笠沢中央信用組合は、役職員一丸となって地域・業界に密着した金融サービスを通して、組合員の皆様から信頼を得る営業活動を行い、組合員の生活の向上に努めていく所存であります。

なにとぞ、総代の皆様には従来に増して、当信用組合に対し一層のご協力とご支援をお願い申し上げます。

本日は本当に有難うございました。

議長は、閉会を告げた。
終了時間 午後7時33分。

役員等の報酬体系

■ 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

2. 役員に対する報酬

(単位：千円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	19,109	30,000
監事	1,860	6,000
合計	20,970	36,000

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附則明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事15名、監事3名です。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号) 第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

■ 対象職員等

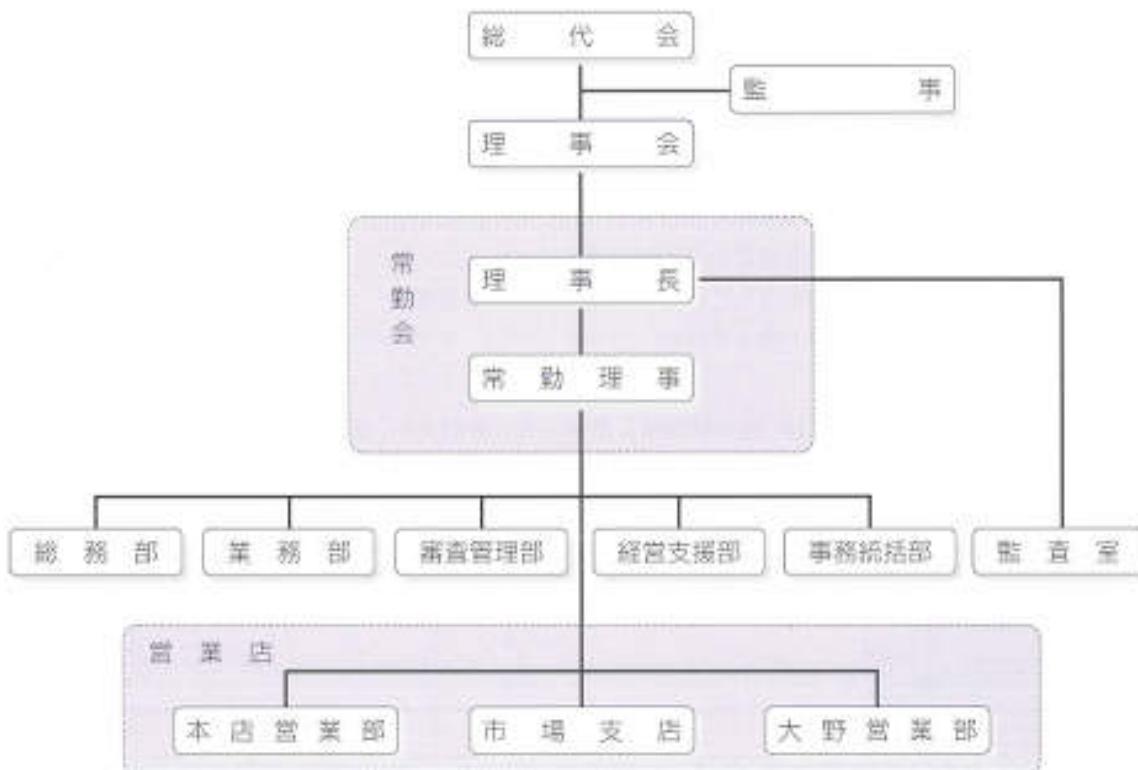
当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員及び職員であつて、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものも含めてあります。
2. 「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「職員退職給与規程」に基づき支払っております。
なお、当組合は、井宮利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自組合の利益を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

事業の組織

組織図



役員一覧

理事長／山口 孝	理事／平村 敏一 (※)
常勤理事／佐々木 信明	理事／出口 力 (※)
常勤理事／徳田 貴一	理事／川邊 俊彦 (※)
理事／松川 治彦 (※)	理事／直江 茂行 (※)
理事／横町 博一 (※)	理事／栗森 長八 (※)
理事／坂本 実 (※)	理事／川端 正 (※)
理事／松本 雅之 (※)	常勤監事／石田 雄一
理事／松本 久典 (※)	監事／池内 孝輔
理事／塙川 英広 (※)	員外監事／池水 龍一

(令和元年6月20日現在)

※ 当組合は、職員出身者以外の理事12名(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

会計監査人の氏名又は名称

太陽有限責任監査法人(令和元年6月末現在)

店舗一覧（自動機器設置状況）（令和元年6月現在）



店舗名	郵便番号	所在地	電話番号	ATM数
本店	920-0905	金沢市上近江町15番地	076-261-7111	1台
市場支店	920-0024	金沢市西志4丁目7番1号	076-263-2201	1台
大野営業部	920-0331	金沢市大野町4丁目163番地	076-267-1175	1台

○すべての店舗に「コミュニケーションボード」及び「筆談ボード」を設置しています。

当組合では、バリアフリーを推進する観点から、「コミュニケーションボード」及び「筆談ボード」を全店に設置いたしました。「コミュニケーションボード」は、聴覚障がい者など話し言葉や文字によるコミュニケーションに不安を感じいらっしゃるお客さまと手続き内容等について円滑に意思疎通を図るために用意したツールとしてお客さま及び当組合双方で利用していくものです。

また、伝わりにくい言葉を正確に伝える手段として「筆談ボード」も併せて全営業店の店内に設置しています。



○すべてのATMが「視覚障がい者」や「ご高齢者」に配慮したATMです。

当組合では、地域社会への貢献の一環として、目の不自由な方でもATMをご利用いただけるよう、「視覚障がい者対応ATM」の設置を全店で設置しております。

また、このATMでは、ご高齢者にとって使い易いように「かんたん操作モード」を搭載しています。

【視覚障がい者対応ATM】
音声ガイダンスに従いながら、ATM画面の周りに取り付けした凸状の
〔触覚記号〕から、指を操作画面上の操作キーに滑らせ、操作します。

地区一覧

当組合は下記の地区を営業エリアとしています。

地 区	対象者
石川県全域	食料品取扱業者及びこれに関連する事業者、勤労者、その他の協同組織
金沢市・かほく市・野々市市・白山市・河北郡	地区内に住所または居所を有する方及び中小規模の事業者、勤労者、他の協同組織

当組合のあゆみ

大正13年2月	産業組合法による金沢水産信用購買利用組合として設立
昭和25年2月	中小企業等協同組合法により金沢水産信用組合に改組
昭和41年7月	金沢中央市場信用組合に改称
昭和43年11月	金沢中央卸売市場に市場支店を開設し、2店舗となる 本店を金沢市上近江町15番地に新築
昭和50年7月	金沢中央信用組合に改称、現在に至る
昭和56年9月	勘定系バッチシステム稼働
昭和59年6月	普通預金等一部勘定系のオンラインシステム稼働
平成2年5月	総合オンラインシステム稼働
平成7年2月	しんくみ全国共同センター（SKC）に加盟
平成12年3月	全店にATM（現金自動受払機）設置
平成12年4月	郵貯CDオンライン提携開始
平成13年4月	業務対象を業域から一部地域へ変更 デビットカードサービスの開始
平成14年1月	不動信用組合の事業譲り受け
平成14年10月	しんくみお得ネットサービス（信用組合ATM利用料相互無料サービス）提携開始
平成16年5月	アイワイバンク銀行（現セブン銀行）ATM利用提携開始
平成17年3月	大野信用組合と合併し、3店舗となる
平成17年4月	火災保険の窓販取扱開始
平成18年1月	ATM相互入金提携開始
平成20年6月	自動車保険の媒介業務開始
平成20年9月	イオン銀行ATM利用提携開始
平成21年9月	新型ATM導入開始
平成23年11月	個人年金保険「しんくみMy年金Best」の窓販取扱開始
平成24年10月	標準傷害保険「しんくみホッとプラン」の窓販取扱開始
平成25年2月	でんさいネットサービスの取扱開始
平成26年6月	個人年金保険「&LIFE（アンドライフ）」の窓販取扱開始 ビューカードATM利用提携開始
平成27年2月	個人医療保険「&LIFE（アンドライフ）新医療保険A」の窓販取扱開始
平成29年4月	データ振入りードス開始
平成29年7月	個人型確定拠出年金（iDeCo）の取扱開始
平成29年8月	大野営業部リニューアルし業務開始
平成29年11月	信用組合ATM通帳相互記帳提携開始
平成30年6月	「しんくみ相続信託」の取扱開始

当組合は水産物卸・小売業者を対象とした金融機関として設立され、業界繁栄の一翼を担ってまいりました。更に現在の金沢中央信用組合に名称変更を機に、取引先組合員を食品流通業全般へ枠を広げ、平成13年度からは、金沢市・かほく市・白山市・野々市市・河北郡を拠点とした地域も業務の対象としました。また、平成17年3月に大野信用組合との合併を行い、今後も組合員の経済的地位の向上に資すると共に地域社会の発展に役立つことを目的としてまいります。

主要な事業の内容

預金業務

種類	内容	個人期間	お預け入れ額
貯蓄口座	普通預金と定期預金を1冊の通帳にまとめ、その定期預金を担保にして自動借入れ（当座貸越）ができる便利な口座です。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	給与・年金・配当金の自動受取や公共料金の自動支払等お財布がわりにご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	利息の付かない普通預金で、平成17年4月以降のペイオフ解禁後も預金保険制度により全額保護の対象になります。	出し入れ自由	1円以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。	入金は、自由 引き出しが納税時	1円以上
当座預金	会社や商店の決済用口座です。取引のお支払に小切手をご利用いただけますので安全で効率的です。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまった資金の短期間の運用に最適です。	7日以上	1,000円以上
大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適です。	1か月以上 5年以内	1,000万円以上
スーパー定期預金	余裕資金の運用に最適です。お預入れ時の金利は満期まで変わりません。	1か月以上 5年以内	100円以上
変動金利定期預金	6か月ごとに適用金利が変動する定期預金です。	1年以上 3年以内	100円以上
期日指定定期預金	1年の預定期限経過後は、1か月前のご連絡でいつでもお引き出しがいただけます。	3年以内 (1年据置)	100円以上 300万円以内
積立定期預金	目的に合わせて積立てる預金です。	・15年以内の満期日指定型 ・エンドレス型	100円以上
定期積金	教育・住宅の改修など、目標に合わせて計画的な資金づくりをご利用いただけます。	6か月以上 5年以内	1,000円以上

融資業務

●個人ローン

種類	内容	ご融資金額	ご返済期間
フリーローン	暮らしの中のあらゆる資金としてご利用いただけます（ただし、事業性資金は除きます）。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	300万円以下	7年以内
フリーローン・チヨイス	お使い道が自由なのであらゆる資金としてご利用いただけます（ただし、事業性資金は除きます）。なお、保証会社の審査により、4段階の金利が適用されます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	1,000万円以下	10年以内
スピードローン	最短60分で審査回答いたします。 お使い道が自由で簡単な手続きでお申込みいただけます。 ＜保証会社＞ 暫クレディセゾン	500万円以下	10年以内
フリーローン・ビッグ	お使い道が自由なので借り換えも含めあらゆる資金としてご利用いただけます（ただし、事業性資金は除きます）。なお、保証会社の審査により、5段階の金利が適用されます。 ＜保証会社＞ オリックス・クレジット㈱	500万円以下	10年以内
カードローン・スマップ/ジャンプ	あらゆる資金にご利用可能で、カードを使用しATMよりご利用限度額内なら繰り返しご利用いただけます（ただし、事業性資金は除きます）。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	20万円 ～100万円 (ステップ) 50万円 ～300万円 (ジャンプ)	3年自動更新
カードローン・プラチナ	お使いみち自由で、カードを使用しATMよりご利用限度額内なら繰り返しご利用いただけます（ただし、事業性資金は除きます）。	30万円、50万円 70万円、100万円	
目的ローン	ご旅行、家電製品購入資金、結婚資金等目的に応じてご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	500万円以下	10年以内
目的ローン・プラチナ	自動車購入資金、教育開進資金・プライダル開進資金・リフォーム資金等目的に応じてご利用いただけます。	300万円以下	7年以内
カーライフローン	自動車の購入のほか、車検・修理・免許取得の費用にもご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	1,000万円以下	10年以内
奨学ローン	専修専門学校・短大・大学の入学金・授業料等にご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	1,000万円以下	15年以内

種類	内容	ご利用金額	ご利用期間
極度型教育ローン・チャンス	専門学校・短大・大学・大学院等の受験時から在学中の教育資金について、極度額の範囲内であれば繰り返しご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	500万円以下	卒業予定期後 最長5年4か月
住宅ローン	住宅の購入および土地取得、新築、増改築、住宅ローン借入等にご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国保証㈱	1億円以下	35年以内
リフォームローン	住宅の改築・修繕、電化対応、バリアフリー対応等にご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	500万円以下	10年以内
地域連携ローン	当組合と地域連携等に関する協定を締結した企業にお勧めで、勤続1年以上の方がご利用いただけます。 【フリーローン】 お使い頂が自由な資金としてご利用いただけます。 (ただし、事業性資金は除きます)。 【目的ローン】 目的に応じてご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	500万円以下	10年以内

●事業者ローン

種類	内容	ご利用金額	ご利用期間
しんくみパートナーズ	個人事業主の方が対象で運転資金・設備資金としてご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	500万円以下	5年以内
しんくみビジネスローン	運転資金・設備資金としてご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	個人事業主の場合 500万円以下 法人の場合 1,000万円以下	5年以内
近江町市場開拓活性化ローン	近江町市場開拓組合の加入者(出資者)で市場内の営業継続のための資金としてご利用いただけます。	500万円以下	6年以内
経営者支援ローン	金沢市近江町地区・金沢中央卸売市場地区、金沢市大野坊地区で5年以上に亘って事業を営む法人・個人事業主の方が対象で、運転資金・設備資金としてご利用いただけます。	500万円以下	6年以内
北陸税理士会会員税理士と顧問契約を1年以上結んでいる中小企業者の方が対象で運転資金としてご利用いただけます。	北陸税理士会会員税理士と顧問契約を1年以上結んでいる中小企業者の方が対象で運転資金としてご利用いただけます。	500万円以下	3年以内
一般のご融資 ・手形手形 ・手形貸付 ・証書貸付 ・当座貸越	商業手形の割引にご利用ください。 運転資金等の短期事業資金にご利用ください。 設備資金等の長期事業資金にご利用ください。 当座預金の不足の際に自動融資をご利用いただくご契約です。		
地方公共団体制度融資	地方公共団体による各種制度融資を取り扱っています。		
代理貸付	各機関の取扱窓口として、各種代理貸付を取扱っています。 全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人宅地建物取引機構、独立行政法人病状医療機関、独立行政法人中小企業基盤整備機構		

各種サービス業務

サービス名	内容
自動受取サービス	給料・ボーナス、各種年金、配当金等をご指定の預金口座でお受け取りいただけます。
自動支払サービス	公共料金、クレジット代金、保険料等をご指定の預金口座から自動的にお支払いいただけます。
キャッシュカードサービス	当組合および全国の金融機関、郵便局のATMでキャッシュカードがご利用できます。
デビットカードサービス	キャッシュカードでお買物のお支払いができます。
内国為替	全国各地の金融機関と結ばれています。
データ振込サービス	まとまったお振込みデータ(全銀ファーマット)を当組合へ一括して送信いただけます。窓口への窓口へお預け込みが不要になります。
でんさいネットサービス	でんさいネットを通じて手形や売掛債権に代わる新たな金銭債権、電子記録債権「でんさい」を活用した資金決済サービスがご利用できます。
公金・公共料金取扱	富・石川県・金沢市の公金、電話・ガス・水道等の公共料金のお支払が可能です。
後間金庫	お店の売上金などを時間外にお預けいただけます。
貯金庫	大切な財産の保管にご利用ください。
年金・税務の各種相談等	お気軽にご相談ください。
火災保険の窓版	当組合の住宅ローンご利用のお客様は、長期火災保険をご利用いただけます。
自動車保険の窓版	お客様に自動車保険の紹介を行い損害保険会社にお客様をご案内いたします。
生命保険の窓版	お客様に個人年金保険、医療保険をご案内いたします。
傷害保険の窓版	組合員ならびに組合員のご家族に標準傷害保険(しんくみホッとプラン)をご案内いたします。

手数料一覧表（令和元年6月末現在）

●振込手数料

【窓口扱い】

項 目			組合員	一般
振込	当組合窓口	白店窓口	3万円未満	無料
		3万円以上	無料	432円
		3万円未満	108円	216円
	他店窓口	3万円以上	108円	420円
		3万円未満	648円	648円
		3万円以上	864円	964円
現金振込	当組合窓口		無料	無料
	他金融機関窓口		216円	216円

【ATM扱い】

項 目			組合員	一般
当組合窓口 キャッシュカード振込	当組合窓口	白店窓口	3万円未満	無料
		3万円以上	無料	324円
		3万円未満	108円	108円
	他金融機関窓口	3万円以上	108円	324円
		3万円未満	432円	432円
		3万円以上	648円	648円
他金融機関 キャッシュカード振込	当組合窓口	3万円未満	108円	108円
	3万円以上	324円	324円	324円
	3万円未満	432円	432円	432円
	3万円以上	648円	648円	648円
	当組合窓口	3万円未満	108円	108円
	3万円以上	324円	324円	324円
現金振込	当組合窓口	3万円未満	432円	432円
	3万円以上	648円	648円	648円
	他金融機関窓口	3万円未満	648円	648円

* 大野川業部のみ取扱い

【その他】

項 目			組合員	一般
定期自動送金	当組合窓口	白店窓口	3万円未満	無料
		3万円以上	無料	324円
		3万円未満	108円	108円
	他金融機関窓口	3万円以上	108円	324円
		1万円未満	432円	432円
		3万円以上	648円	648円
データ振込サービス	総合振込	白店窓口	3万円未満	無料
		3万円以上	無料	324円
		3万円未満	108円	108円
	他金融機関窓口	3万円以上	108円	324円
		1万円未満	432円	432円
		3万円以上	648円	648円
給与振込	当組合窓口	3万円未満	無料	無料
	3万円以上	108円	108円	108円

項 目			手数料
当組合窓口			無料
同一手形交換所内			432円
他金融機関窓口	その他の地域	普通扱い	864円
		普通扱い	648円

項 目			手数料
当組合窓口			432円
他金融機関窓口	普通扱い		864円
	普通扱い(送金小切手)		648円
不渡り・返金組廻し料、取立手形組廻し料			648円
不渡り手形返却料、取立手形店頭呈示料			648円

●ATMに関する手数料

区 分		当組合カード	他金融機関カード
平日	18:00まで(土曜日14:00まで)	無料	108円
	18:00以降(土曜日14:00以降)	無料	216円
日曜日・祝日		無料	216円

「しんくみお得ねっと」提供専用組合が発行したキャッシュカードについて平日8:00~18:00および土曜日9:00~14:00の出金お取扱については利用手数料無料でご利用いただけます。

●小切手・手形

区 分	手数料
小切手	1冊(50枚)
普通手形	1枚
自己宛小切手発行手数料	1枚
マル導口座取扱手数料(勘定取扱通知書1枚)	3,240円
マル導手形用紙	1枚
	648円

●両替手数料

区 分	組合員	一般
1枚～50枚	無料	無料
51枚～100枚	無料	216円
101枚～300枚	216円	324円
301枚～1,000枚	324円	648円
1,001枚以上	324円に1,000枚毎に324円を加算	648円に1,000枚毎に324円を加算

集金の際に両替を行う場合も対象となります。
石井営業部「特典された組合・被替の合計枚数」と「受け取る手形・被替の合計枚数」のうちいずれか合計枚数の多い枚数を手数料の対象とさせていただきます。

「金種換定手数料」とは現金の払戻しの際に金種をご指定される場合のことです。その際のお取扱い枚数は1枚換算枚数が1万円札を除いた枚数)といたします。

お取引!日あたりの両替枚数が50枚以下でも、定期的に両替や金種換定手数料をされる場合、月間両替枚数の累計に応じて手数料の対象とさせていただきます。

次の取引にかかる場合は無料とさせていただきます。
+記入硬貨の交換および汚損した現金の交換

●融資関連手数料

項		目	手数料
繰 上 返 済 更 事務取扱 その 他	住宅ローン	一部繰上返済手数料	32,400円
		全額繰上返済手数料 (当組合で借り換える場合)	100万円未満 5,400円 100万円以上1,000万円未満 10,800円 1,000万円以上 21,600円
		全額繰上返済手数料 (当組合での借り換え以外の場合)	32,400円
		うち固定金利選択型ローンで 固定金利特約期間中のもの	一部・全額繰上返済手数料 32,400円
	消費者ローン	一部・全額繰上返済手数料	5,400円
		一部繰上返済手数料	32,400円
		全額繰上返済手数料 (当組合で借り換える場合)	100万円未満 5,400円 100万円以上1,000万円未満 10,800円 1,000万円以上 21,600円
	住宅・消費者ローン以外 (一般・事業性証書貸付等)	全額繰上返済手数料 (当組合での借り換え以外の場合)	32,400円
		固定金利選択型住宅ローン	固定金利再選択手数料 10,800円
		住宅・消費者ローン	10,800円
	返済条件変更手数料	住宅・消費者ローン以外	32,400円
	新規貸付事務取扱手数料	全国保証営業組付き	32,400円
		新規設定	アパート・マンション賃貸ローン 75,600円 上記以外 64,000円
		権限変更	32,400円
		追加設定 ■2	32,400円
		一部抹消	32,400円
		全部抹消	無料
		融資可証明書発行手数料 ■3	1通 10,800円
	借入専用手形用紙	1枚	216円
	債務保証	保証書発行手数料	432円
	質権設定承認	質権設定承諾書発行手数料	5,400円

※1 債務者、担保提供者より申出のものが対象です。

※2 当初契約時より追加設定を条件としたものは除きます。

※3 「融資可証明書」は、組合員の方のみ発行いたします。

●その他の諸手数料

項	目	手数料
内発行手数料		2,160円
取引履歴明細表発行手数料	1依頼書(12か月単位)	540円
残高証明書発行手数料 ■1	1通	540円
監査法人向け残高証明書発行手数料	1通	3,240円
貸 金 車 ■2	(月額)	648円
	(年額)	7,128円
夜 間 金 車 ■3 (月額)		4,320円

※1 残高証明書には「住宅購入金等特別扣除用残高証明書」も含みます。

郵便の場合、別途540円申し受けます。

※2 大野瀬支店でのみ取扱い

※3 本店営業部でのみ取扱い

(注) 上記各種手数料には8%の消費税が含まれております。



資料編

・計数は、単位未満を切り捨てて表示いたしております。

財務諸表

●貸借対照表

科 目	平成29年度末	平成30年度末
(資産の部)		
現 金	105,604	106,141
預 け 金	7,871,966	8,236,676
有 価 証 券	5,718,872	6,043,344
国 債	533,350	536,920
地 方 債	320,580	322,770
社 債	3,015,380	2,832,330
株 式	22,530	22,300
そ の 他 の 紙 務	1,827,032	2,329,024
貸 出 金	9,361,411	9,531,999
割 引 手 形	11,689	9,819
手 形 貸 付	921,992	949,666
手 書 貸 付	7,122,767	6,775,950
当 座 貸 付	1,304,961	1,796,562
そ の 他 資 産	274,117	266,081
未 決 済 為 替 質	904	2,258
全 信 組 連 出 質 金	191,300	196,300
前 払 費 用	1,127	1,143
未 収 収 益	26,252	22,587
そ の 他 の 資 産	54,533	43,812
有 形 固 定 資 産	199,357	194,491
建 物	49,556	46,079
土 地	127,043	127,043
リース資産	14,529	11,931
その他の有形固定資産	8,227	9,437
無 形 固 定 資 産	6,238	5,141
ソ フ ト ウ エ ア	—	3,113
リース資産	304	197
その他の無形固定資産	5,934	1,830
債 务 保 証 見 逃	216,191	228,297
貸 倒 引 当 金	△ 256,674	△ 231,433
(うち個別貸倒引当金)	(△ 223,519)	(△ 213,546)
資 産 の 部 合 計	23,497,085	24,380,741

科 目	平成29年度末	平成30年度末
(負債の部)		
預 金 積 金	20,996,771	21,721,596
当 座 預 金	1,440,807	1,635,048
普 通 預 金	4,923,279	5,516,112
通 知 預 金	61,200	184,099
定 期 預 金	13,762,937	13,569,955
定 期 積 金	770,234	772,893
そ の 他 預 金	40,312	43,487
借 用 金	815,000	905,000
借 入 金	15,000	5,000
当 座 債 額	800,000	900,000
そ の 他 負 債	50,369	45,397
未 決 済 為 替 債	4,383	4,710
未 払 費 用	12,935	11,035
給 付 條 てん 債 金	450	472
未 払 法 人 税 等	296	296
前 受 収 益	6,198	5,886
払 款 未 満 金	780	1,756
職 員 預 り 金	8,682	7,845
リース債務	15,113	12,402
そ の 他 の 負 債	1,629	1,350
代 理 事 務 助 定	156	—
貢 与 引 当 金	3,618	3,800
退 職 給 付 引 当 金	9,424	12,125
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	11,520	13,581
債 発 換 失 引 当 金	1,342	1,047
賃 賃預金払戻損失引当金	542	1,583
緯 延 税 金 負 債	16,103	24,752
再評価に係る緯延税金負債	12,121	12,121
債 務 保 証	216,191	228,297
負 債 の 部 合 計	22,135,160	22,969,302
(純資産の部)		
出 資 金	565,551	565,185
直 通 出 資 金	365,551	365,185
優 先 出 資 金	200,000	200,000
資 本 剰 余 金	200,000	200,000
資 本 準 備 金	200,000	200,000
利 益 剰 余 金	522,370	549,572
利 益 準 備 金	179,302	183,352
そ の 他 利 益 剰 余 金	343,018	366,220
特 別 構 立 金	—	—
当 施 末 处 分 剰 余 金	343,018	366,220
組 合 員 助 定 合 計	1,287,921	1,314,757
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	42,222	64,898
土 地 再 評 価 差 額 金	31,782	31,782
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	74,004	96,680
純 資 産 の 部 合 計	1,361,925	1,411,438
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	23,497,085	24,380,741



貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、清算保有目的の債券については、移動平均法による債券現価法（定期法）。その他の有価証券のうち持株のものについては、事業年度末の市場価格に基づく評価法（売却原価は主として移動平均法により算定）。持債を評価することが複数と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部契約高面入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る総収支税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した額を「土地再評価差額」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価格	83百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価格	127百万円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条4号に定める財産評価基準に基づいて、（風景価格補正、時点修正、近隣賃貸率等による補正等）合理的な調整を行って算出しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、直線法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附着設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附着設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
その他	3年～8年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自己利用のソフトウェアについては、当組合内における耐用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等全融機関の貸借の自己直営並びに販賣債券及び買倒引当金の監査に関する実績指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会監査第4号）に規定する正常先債権及び要注視先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間ににおける各々の貸倒実績から算出した貸倒率を基づき引立てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の見込額及び保証による回収可能見込額を控除してあります。

全ての債権は、個別の自己直営基準に基づき、各営業部（営業開拓部署）の個別の下に高齢管理部が資産監査を実施しており、その監査結果により上記の引当を行っております。

- 貸与引当金は、貸与員への貸与の支払いに備えるため、貸与員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 返済給付引当金は、從業員の返済給付に備えるため、当事業年度末における過疎付債務に基づき、必要額を計上しております。
- なお、当組合は、複数事業主（販売店等）により設立された企業年金制度（販売型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
 - 制度全体の積立状況に関する事項（平成30年3月31日）

年会員登録の額	367,961百万円
年会費計算上の数理債務の額	306,451百万円
差引額	59,510百万円
 - 制度全体に占める当組合の積立割合（平成29年4月分～平成30年3月分）
0.126%
 - 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年会費計算上の過去勤務債務残高23,811百万円及び過疎積立金37,200百万円であります。本制度における過去勤務債務の累計方法は、期間20年（既往年数14年）の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金2百万円を費用処理しております。

なお、特例積立金の額は、あらかじめ定められた掛け率を掛金算出時の標準掛け率の額に乘じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致致していません。
 - 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 離職賃貸損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
 - 負債見込額引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。
 - 貸出金のうち、破綻懸念先債権ではなく、延滞債権額は915百万円であります。
 - 破綻懸念先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間繼續していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒債権を行った部分を除く）。以下「未収利息不計上貸出金」という。のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第56条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由

が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻懸念先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

15. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権はありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定期限の翌日から3ヶ月以上継続している貸出金で破綻懸念先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

16. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は229百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる結果をもたらす貸出で破綻懸念債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

17. 破綻懸念債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,044百万円であります。

なお、14.から17.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

18. 有形固定資産の減価償却累計額 348百万円

19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する会賛金額 20百万円

20. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する会賛金額 200百万円

21. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、複合機器についてリース契約により使用しております。

22. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付済手形の額面金額は、9百万円であります。

23. 担保に提供している資産は次のとおりであります。

担保提供している資産 開け金 1,200百万円

担保開設に応する債務 信用金 905百万円

上記のほか、公金取扱い及び為替取引のために預け金403百万円を担保として提供しております。

24. 出資一口当たりの賃貸差額は1,380円29銭です。

25. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取扱方針

当組合は、預金業務、販賣業務及び債券を主体とした有価証券による運用などの金融商品を行っておりまます。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、国債及び債券の組合的管理をしておりますが、そのためのデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融商品は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券及び投資信託等であります。満期保有目的、純投資的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ兌行の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融債券は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、貸出審査投げ出し及び信用リスクに関する管理制度に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、戻顧信據への対応などと債券等に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理制度は、各営業部店のほか審査監理部により行われ、また、定期的に経営幹部及び幹部職員による常勤会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信監査の状況については、審査監理部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスク及び社債のカウンターパーティーリスクに関するリスク管理制度において、実務において、信用情報や技術の把握を定期的に行なうことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(1) 金利リスクの管理

当組合は、再評価方式によりパーセンタル値を用いて金利リスク量の計測を行い、金利の変動リスクを管理しております。

市場リスク管理制度において、リスク管理制度や手順等の詳細を明記しており、同管理制度に基づいたリスク管理を行なうとともに、状況の把握・確認、今後の対応等の施策を行なっています。

日常的には基準割合において、金融資産及び自債の金利や利率を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、パンキング勘定においては四半期ベース、債券のみでは月次ベースで定期的に報告しております。

なお、長期固定金利貸出に対する金利の変動リスクをヘッジするための長期固定金利による資金調達（全国信用協同組合連合会より借り入）も行なっております。

(2) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、年次の運用方針に基づき、標準会の監督の下、有価証券運用規程及び有価証券運用規程に従って行われております。

有価証券の購入に際しては、有価証券の種類、格付等に基づく投資限額等をはじめ事前審査を行なうとともに連続的なモニタリングを通じて、低格変動リスクの把握を行なっております。

なお、価格変動の状況及び低格変動の及ぼす影響については、業務部を通じ、営業会及び理事会において定期的に報告されております。

(3) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変動である金利リスクの影響を受ける主

財務諸表

たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間240日、超過期間5年間で計測される99パーセンタイル内金利変動幅を用いた投資価値の変動額を市場リスク量として、金利の変動リスクの管理にあたって定期分析を行なっております。

当該変動額の算出にあたっては、再評価法を用い、円金利が99パーセンタイル変動幅変化した時の時価総額を再計算し、変化前後の差額を当該リスク量としております。

平成31年3月31現在の当該リスク量は181百万円となります。

ただし、当該リスク量は金利以外のリスク要因が一定の場合を前提としており、金利以外のリスク要因との相關を考慮しておりません。また、円金利が99パーセンタイル変動幅を超える変動が生じた場合には、算定期を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資本調達による活動性リスクの算算

当組合は、余裕資金の運用に際し、系統機関（全国信用協同組合連合会）への預け金を中心に置いており、これにより資金調達を容易にすることで、活動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく面額のほか、市場価格がない場合は合理的に算定された価額が含まれております。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品（預け金、貸出金及び預金積金等）については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表上額	時価	差額
(1) 預け金（＊1）	8,236	8,285	59
(2) 有価証券 過渡保管目的の債券 その他の出資	1,500 4,580	1,496 4,520	△3 -
(3) 貸出金（＊1） 貸倒引当金（＊2）	9,531 △231	9,472	172
	9,300	9,472	172
金融資産計	23,556	23,755	197
(1) 預金積金（＊1）	21,721	21,721	△0
(2) 債券益（＊1）	905	905	-
金融負債計	22,626	22,626	△0

（＊1）預け金、貸出金及び預金積金等の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（＊2）貸倒引当する一般貸倒引当金及び貸倒引当金を扣除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定期間

蓄積資産

① 預け金

満期のない預け金については、時価は市場価格と近似していることから、当該市場価額を時価としてあります。満期のある預け金については、市場金利（LIBOR, SWAP 等）で割り引くことで現行価値を算出し、当該現価を時価とみなしております。

② 借入金

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は発行会社から提示された価格によってあります。投資信託は、公表されている基準価格によってあります。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27）に記載しております。

③ 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出先に対する一般貸倒引当金及び貸倒引当金を除外する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヶ月以上延滞未返済等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な場合については、その貸借対照表の貸出会計部に記載している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR, SWAP 等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

① 預金積金

保有目的について、決算日に変更された場合の変動額（期末減額）を時価とみなしております。定期預金の時間は、一定の金額額及び賃料額ごとに定期キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR, SWAP 等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

② 債券益

当組合については、純簿価額を時価としてあります。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。金融商品の時価情報には含まれておません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	22
金融組合資金（＊2）	196
その他出資	0
合計	218

（＊1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることがあります。時価を把握することが極めて困難と認められることがあります。

（＊2）金融組合の資金及びその他の出資については、時価を把握することが極めて困難と認められることがあります。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下3つまで同様であります。

（1）売却目的有価証券に区分した有価証券はありません。

（2）満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表上額を超えるもの】

貸借対照表 計上額	時価	差額
札 債	200百万円	212百万円
そ の 他	405	407
小 計	605	618

【時価が貸借対照表上額を超えないもの】

貸借対照表 計上額	時価	差額
その他の債券	903百万円	877百万円
貸借対照表 計上額	時価	差額
合 計	1,500	1,496

（3）時価は当事業年度末における市場価格等に基づいてあります。

（4）その他有価証券

【貸借対照表上額が取得原価を超えるもの】

貸借対照表 計上額	取得原価	差額
債券	3,180百万円	3,103百万円
国債	535	501
地方債	322	300
社債	2,332	2,301
そ の 他	521	503
小 計	3,713	3,606

【貸借対照表上額が取得原価を超えないもの】

貸借対照表 計上額	取得原価	差額
債券	2,000百万円	301百万円
社債	292	301
そ の 他	507	522
小 計	3,607	324
合 計	4,520	4,431

（5）貸借対照表上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計算したものであります。

（6）時価のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落してあり、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度においては、減損処理の対象となつた有価証券はありませんでした。また、時価が「著しく下落」と判断するための基準は、下落率が50%以上である場合のほか、下落率30%以上50%未満の場合において、当該時価が「BBB」相当本通、債務超過状態、2期連続赤字のいずれかに該当する場合等であります。

28. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

29. 当期中に売却したその他の有価証券は次のとおりであります。

売却原価	売却益	売却益
0百万円	0百万円	-

30. 当期中に保有目的を変更した債券はありません。

31. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定期は次のとおりであります。

1 年 以 内	1 年 以 上 5 年 以 内	5 年 以 上 10 年 以 内	10 年 以 上
預 金	203百万円	2,027百万円	505百万円
国 債	-	310	-
地 方 債	101	-	221
社 債	102	1,717	505
そ の 他	102	511	839
合 計	301	2,539	1,345

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,187百万円であります。このうち融資契約額が1年内のもの又は任業の時期に無条件で撤消可能なものが1,187百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金利調整等の変化、債権の保全、その他の相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒否又は契約限度額の減額をことができる旨の条件が付けられております。また、契約時ににおいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を要求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき契約の変更等を講じてあります。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産
貸倒引当金換算入限度超過額
土地減損損失
減価償却超過額
役員退職慰労引当金繰入額
退職給付引当金繰入額
賞出金繰入額
譲り受け損失
その他
繰延税金資産小計
評価性引当額
繰延税金資産合計

繰延税金負債
その他有価証券評価差額
繰延税金負債合計
繰延税金負債の純額

24
24
24百万円

●損益計算書

(単位:千円)

項目	平成29年度	平成30年度	科 目	平成29年度	平成30年度
経常収益	309,459	317,370	経常利益	32,490	38,120
資金運用収益	245,573	249,852	特別利益	312	-
貸出金利息	181,146	181,257	固定資産処分益	312	-
預け金利息	16,134	12,173	特別損失	1,007	78
有価証券利回り配当金	40,641	48,770	固定資産処分損	1,007	78
その他の受入利息	7,652	7,652	税引前当期純利益	31,796	38,041
役務取引等収益	24,386	24,691	法人税・住民税及び事業税	296	296
受入為替手数料	12,167	12,740	当期純利益	31,499	37,745
その他の役務収益	12,218	11,961	繰越金(当期末残高)	311,518	328,475
その他業務収益	5,383	4,881	当期末処分剰余金	343,018	366,220
国債等債券売却益	-	-			
国債等債券償還益	-	-			
その他の業務収益	5,383	4,881			
その他経常収益	34,116	37,945			
貸倒引当金織入益	26,089	25,241			
償却債務取立て益	5,901	2,500			
株式等売却益	-	450			
その他の経常収益	2,125	9,753			
経常費用	276,969	279,250			
資金調達費用	4,580	3,434			
預金利息	4,011	3,063			
給付補てん備金織入額	273	224			
借用金利息	252	116			
その他の支払利息	42	38			
役務取引等費用	20,763	21,177			
支払為替手数料	4,565	4,823			
その他の役務費用	16,197	16,354			
その他業務費用	1	718			
国債等債券償還損	-	697			
その他の業務費用	1	20			
経常費	249,559	252,814			
人件費	151,416	154,166			
物件費	94,546	94,932			
税金	3,597	3,715			
その他経常費用	2,064	1,105			
貸倒引当金織入額	-	-			
貸出金償却	-	-			
株式等売却損	2,015	-			
その他の経常費用	48	1,105			

●損益計算書の注記事項

- 記載会社は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口あたりの当期純利益 47円8銭

●剩余金処分計算書

(単位:円)

項目	平成29年度	平成30年度
当期末処分剰余金	343,018,320	366,220,673
剰余金処分額	14,542,838	14,549,671
利益準備金	4,000,000	4,000,000
普通出資に対する配当金(配当率)(年2.00%)	7,302,838	7,309,671
優先出資に対する配当金(配当率)(年0.81%)	3,240,000	3,240,000
繰越金(当期末残高)	328,475,482	351,671,002

財務諸表

●法定監査の状況

当信用組合は、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項に規定する、「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剩余金処分計算書」等の計算書類につきましては、会計監査人である「太陽有限責任監査法人」の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書
令和元年 5月 23日
監査人中央信用組合 理事長 山口 孝
太陽有限責任監査法人 監査有職責任社員 公認会計士 山本 真一
<p>監査法人は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、令和元年5月23日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案及び注記並びにその附註明細書について監査を行った。</p> <p>計算書類等に対する監査者の責任 監査者の責任は、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣習に準拠して計算書類及びその附註明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附註明細書を作成し適正に表示するために監査者が必要と判断した内部統制を検査及び適用することが含まれる。</p> <p>監査人の責任 当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、監査の立場から計算書類及びその附註明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附註明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することである。</p> <p>監査においては、計算書類及びその附註明細書の金額及び陳述について監査証拠を入手するための手段が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附註明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、計算書類及びその附註明細書の作成と適正な表示に關する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行なわれた見積りの評議も含め全体としての計算書類及びその附註明細書の表示を検討することが含まれる。</p> <p>当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を収集し入手したと判断している。</p> <p>監査意見 当監査法人は、上記の計算書類及びその附註明細書が、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣習に準拠して、当該計算書類及びその附註明細書に係る期間の期間及び権限をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>別言箇項 場合と当監査法人又は監査執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>

(注) 当該監査報告書は、当組合の第95期事業年度の計算書類、すなわち、事業報告書(会計に関する部分に限る)、貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案および附註明細書(会計に関する部分に限る)について表明されたものであり、当ディスクロージャー部を対象としたものではありません。

●財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第95期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和元年 6月21日

金沢中央信用組合
理事長 山口 孝

主要業務に関する指標

●資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位：千円、%)

科 目	項 目	平成29年度	平成30年度
資金運用勘定	平均残高	23,007,798	22,933,054
	利 息	245,573	240,852
	利 回	1.06	1.09
う 貸 出 ち 金	平均残高	9,128,246	9,552,248
	利 息	181,146	181,257
	利 回	1.99	1.89
う 預 け ち 金	平均残高	8,669,278	7,215,724
	利 息	16,134	12,173
	利 回	0.18	0.16
う 有 価 现 金	平均残高	5,018,972	5,972,959
	利 息	40,641	48,770
	利 回	0.81	0.83
資金調達勘定	平均残高	21,788,950	21,698,576
	利 息	4,580	3,434
	利 回	0.02	0.02
う 資 金 積 金	平均残高	21,039,952	20,871,477
	利 息	4,285	3,278
	利 回	0.02	0.02
う 債 滞 性 預 金	平均残高	-	-
	利 息	-	-
	利 回	-	-
う 債 用 ち 金	平均残高	740,397	819,301
	利 息	252	116
	利 回	0.03	0.01

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成29年度4,948千円、平成30年度4,979千円)を控除して表示しております。



●総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	平成29年度	平成30年度
資金運用利回(a)	1.06	1.09
資金調達原借率(b)	1.15	1.17
総資金利鞘(a-b)	△0.09	△0.08

●総資産利益率

(単位：%)

区 分	平成29年度	平成30年度
総資産経常利益率	0.14	0.16
総資産当期純利益率	0.13	0.16

(注) 総資産経常(当期純)利益率＝
経常(当期純)利益
総資産平均残高(債務保証見返りを除く) ×100

●業務純益

(単位：千円)

項 目	平成29年度	平成30年度
業 務 純 益	2,872	3,341

●粗利益

(単位：千円、%)

科 目	平成29年度	平成30年度
資金運用収益	245,573	249,852
資金調達費用	4,580	3,434
資金運用収支	240,992	246,418
役務取引等収益	24,386	24,691
役務取引等費用	20,763	21,177
役務取引等収支	3,623	3,513
その他の業務収益	5,383	4,881
その他の業務費用	1	718
その他の業務収支	5,381	4,162
業 務 粗 利 益	249,997	254,095
業 務 粗 利 益 率	1.08	1.10

(注) 業務粗利益率＝
業務粗利益
資金運用助定計平均残高 ×100

主要業務に関する指標

●預貸率及び預証率

(単位: %)

区分		平成29年度	平成30年度
預 貸 率	期末	44.58	43.88
	期中平均	43.38	45.76
預 証 率	期末	27.23	27.82
	期中平均	23.85	28.61

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{賃貸金}}{\text{預金総額} + \text{譲渡性預金}} \times 100$ 2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金総額} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

●役務取引の状況

(単位: 千円)

科 目	平成29年度	平成30年度
役 務 取 引 等 収 益	24,386	24,691
受 入 手 数 料	12,167	12,740
その他の受入手数料	11,628	11,622
その他の役務取引等収益	590	328
役 務 取 引 等 費 用	20,763	21,177
支 払 手 数 料	4,565	4,823
その他の支出手数料	3,313	3,318
その他の役務取引等費用	12,883	13,036

●経費の内訳

(単位: 千円)

項 目	平成29年度	平成30年度
人 件 費	151,416	154,166
賃 賃 手 当	121,776	121,930
退職給付費用	9,569	12,537
そ の 他	20,070	19,698
物 件 費	94,546	94,932
事 務 費	46,241	44,916
固 定 資 産 費	17,983	17,759
事 業 費	8,067	7,427
人 事 厚 生 費	2,458	3,793
預 金 保 険 料	7,761	7,201
そ の 他	12,033	13,833
税 金	3,597	3,715
経 費 合 計	249,559	252,814

●受取利息および支払利息の増減

(単位: 千円)

項 目	平成29年度	平成30年度
受 取 利 息 の 増 減	△ 424	4,279
支 払 利 息 の 増 減	△ 1,631	△ 1,146

●その他業務収支の内訳

(単位: 千円)

科 目	平成29年度	平成30年度
そ の 他 業 務 収 益	5,383	4,881
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	5,383	4,881
そ の 他 業 務 費 用	1	718
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	697
国債等債券償却	—	—
そ の 他 の 業 務 費 用	1	20

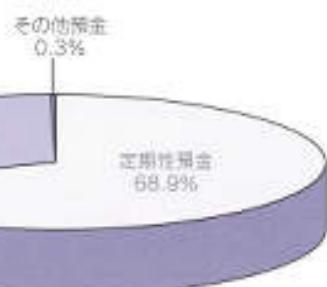


預金に関する指標

●預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

種 目	平成29年度		平成30年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	6,266,668	29.8	6,420,615	30.8
定期性預金	14,725,856	70.0	14,378,472	68.9
證券性預金	—	—	—	—
その他の預金	47,427	0.2	72,388	0.3
合 計	21,039,952	100.0	20,871,477	100.0

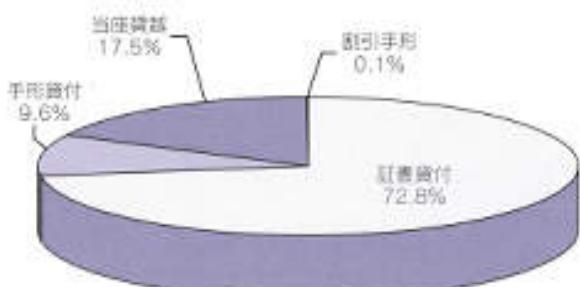


貸出金等に関する指標

●貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

種 目	平成29年度		平成30年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	7,118	0.1	9,982	0.1
手形貸付	1,122,407	12.3	914,753	9.6
証券貸付	6,928,605	75.9	6,951,168	72.8
当座貸越	1,070,115	11.7	1,676,343	17.5
合 計	9,128,246	100.0	9,552,248	100.0



●預金者別預金残高

(単位：千円、%)

種 目	平成29年度末		平成30年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	13,632,591	64.9	13,427,787	61.8
法人	7,366,179	35.1	8,293,809	38.2
一般法人	7,365,277	35.1	8,288,193	38.2
公金	796	0.0	2,155	0.0
金融機関	106	0.0	3,459	0.0
合 計	20,998,771	100.0	21,721,596	100.0

●職員1人当たりおよび1店舗当たりの預金残高

(単位：千円)

区 分	平成29年度末	平成30年度末
職員1人当たりの預金残高	656,211	724,053
1店舗当たりの預金残高	6,999,590	7,240,532

●定期預金種類別残高

(単位：千円)

種 目	平成29年度末	平成30年度末
固定金利定期預金	13,700,938	13,509,359
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	61,998	60,595
合 計	13,762,937	13,569,955

●担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：千円、%)

区 分	金額	構成比	債務保証見返額
当組合預金種金	平成29年度末	269,979	2.9
	平成30年度末	271,695	2.9
有価証券	平成29年度末	—	—
	平成30年度末	—	—
動産	平成29年度末	—	—
	平成30年度末	—	—
不動産	平成29年度末	5,776,739	61.7
	平成30年度末	5,588,437	58.6
その他	平成29年度末	—	—
	平成30年度末	—	—
小計	平成29年度末	6,046,718	64.6
	平成30年度末	5,860,134	61.5
信用保証協会・ 信用保険	平成29年度末	571,901	6.1
	平成30年度末	547,163	5.7
保証	平成29年度末	322,043	3.4
	平成30年度末	305,499	3.2
信託	平成29年度末	2,420,748	25.9
	平成30年度末	2,819,202	29.6
合計	平成29年度末	9,361,411	100.0
	平成30年度末	9,531,999	100.0

貸出金等に関する指標

●貸出金利区分別残高

区分	(単位:千円)	
	平成29年度末	平成30年度末
固定金利貸出	3,803,622	4,333,803
変動金利貸出	5,557,789	5,198,196
合計	9,361,411	9,531,999

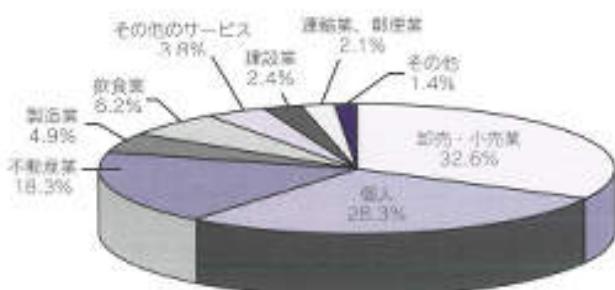
●貸出金使途別残高

区分	(単位:千円、%)	
	平成29年度末	平成30年度末
運転資金	4,700,120	50.2
設備資金	4,661,291	49.8
合計	9,361,411	100.0
9,531,999	100.0	

●貸出金業種別残高・構成比

業種別	平成29年度末		平成30年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	385,961	4.1	464,683	4.9
農業、林業	14,450	0.2	13,217	0.1
漁業	—	—	—	—
卸売業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	246,745	2.6	229,721	2.4
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	171,388	1.8	196,421	2.1
卸売業、小売業	3,015,707	32.2	3,106,922	32.6
金融業、保険業	10,000	0.1	50,000	0.5
不動産業	1,510,494	16.1	1,746,152	18.3
物品販賣業	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	35,575	0.4	40,107	0.4
宿泊業	—	—	—	—
飲食業	672,054	7.2	589,921	6.2
生活関連サービス業、旅館業	33,898	0.4	27,292	0.3
教育、学習支援業	—	—	6,328	0.1
医療・福祉	—	—	—	—
その他のサービス	403,175	4.3	364,354	3.8
その他	7,487	0.1	—	—
小計	6,506,938	69.5	6,835,121	71.7
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金)	2,854,473	30.5	2,696,678	28.3
合計	9,361,411	100.0	9,531,999	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



●消費者ローン・住宅ローン残高

区分	(単位:千円、%)	
	平成29年度末	平成30年度末
消費者ローン	291,490	15.1
住宅ローン	1,639,350	84.9
合計	1,930,840	100.0
1,825,477	100.0	

●職員1人当たりおよび1店舗当たりの貸出残高

区分	(単位:千円)	
	平成29年度末	平成30年度末
職員1人当たりの貸出残高	292,544	317,733
1店舗当たりの貸出残高	3,120,470	3,177,333

●代理貸付残高の内訳

区分	(単位:千円)	
	平成29年度末	平成30年度末
全国信用協同組合連合会	139,254	150,397
商工组合中央金庫	—	—
日本政策金融公庫	—	—
住宅金融支援機構	138,291	125,121
福祉医療機構	20,119	19,390
中小企業基盤整備機構	—	—
合計	297,664	294,909



有価証券に関する指標

●有価証券種類別平均残高

(単位：千円、%)

区分	平成29年度		平成30年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	501,623	10.0	501,634	8.4
地方債	301,243	6.0	300,817	5.0
短期社債	—	—	—	—
社債	2,593,282	51.7	3,032,087	50.8
株式	25,879	0.5	22,469	0.4
外国証券	1,446,981	26.8	1,966,000	32.9
その他の証券	149,963	3.0	149,970	2.5
合計	5,018,972	100.0	5,972,959	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

●有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円)

区分	期間の定めのないもの	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	合計	
								平成29年度末	平成30年度末
国債	平成29年度末	—	—	—	208,590	103,970	—	220,790	533,350
	平成30年度末	—	—	103,100	207,610	—	—	226,210	536,920
地方債	平成29年度末	—	—	102,390	—	—	—	218,190	320,580
	平成30年度末	—	101,010	—	—	—	—	221,760	322,770
短期社債	平成29年度末	—	—	—	—	—	—	—	—
	平成30年度末	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	平成29年度末	—	301,630	601,020	1,010,880	307,890	294,520	499,440	3,015,360
	平成30年度末	—	100,330	704,230	1,012,980	305,190	200,740	506,860	2,832,330
株式	平成29年度末	22,630	—	—	—	—	—	—	22,630
	平成30年度末	22,300	—	—	—	—	—	—	22,300
外国証券	平成29年度末	—	300,910	304,703	213,333	—	200,400	671,130	1,690,477
	平成30年度末	—	100,091	412,084	99,810	100,000	600,660	877,263	2,189,909
その他の証券	平成29年度末	136,555	—	—	—	—	—	—	136,555
	平成30年度末	139,115	—	—	—	—	—	—	139,115
合計	平成29年度末	159,085	602,540	1,008,113	1,432,803	411,860	494,920	1,609,550	5,718,872
	平成30年度末	161,415	301,431	1,219,414	1,320,400	405,190	801,400	1,834,093	6,043,344

(注) 上場・非上場すべての有価証券を対象としております。外国証券は、すべて円満での債券です。

その他の業務

●内国為替取扱実績

(単位：千円)

区分	平成29年度		平成30年度		
	件数	金額	件数	金額	
送金・振込	他の金融機関向け	15,120	14,589,629	16,684	15,472,049
	他の金融機関から	10,677	10,384,051	10,577	11,650,363
代金取扱	他の金融機関向け	0	0	0	0
	他の金融機関から	122	196,100	102	147,478



信用組合ブランドステートメント

「信用組合とは」

信用組合は、「相互扶助」を理念とし、中小企業・小規模事業者等や地域、業域、職域の生活者がお互いに支え合い、夢をかなえるために、一人ひとりが預金しあい、必要な時に適切な審査のもとに融資することを使命とする「中小企業等協同組合法」に基づく協同組合組織の金融機関です。株式会社が、株主のための最大利益の追求を目的としているのに対して、協同組合である信用組合は、適正な利益と組合員の発展に貢献することを目的とする金融機関です。

「基本理念」

信用組合の基本理念である「相互扶助」は不变であり、この「相互扶助」は、社会福祉的な弱者同士の扶助ではなく、自助のために相互に協力し、同時に自立した者同士が協同することです。

「経営ビジョン」

新たな相互扶助の実践

信用組合は、これまで主として金融サービス、とりわけ「資金の融通における相互扶助」を中心としてきました。今後、社会・経済の構造的な変化が見込まれる中で、次の三つの相互扶助を実践していきます。

- 1) 「資金の融通による相互扶助」
- 2) 組合員に対するコンサルティング等「知恵（創意工夫）による相互扶助」
- 3) 組合員相互、信用組合相互及び信用組合と地域社会等を結ぶ「ネットワーク化による相互扶助」

「信用組合の約束」

信用組合は、中小企業や小規模事業者等、地域・業域・職域の生活者である組合員に対して、きめ細かな訪問活動と、人の温もりを大切にした親身な相談活動を通して、どんな時も、組合員と共に歩み続ける、身近な金融機関であることを約束します。

「信用組合のブランドスローガン」

Shinkumi Bank



ちかくにいるから、
チカラになれる。

開示項目一覧

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は、「資金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」で規定されております法定開示項目です。

■ごあいさつ	2	
【概況・組織】		
1. 事業方針	3	
2. 事業の組織*	27	
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) +	27	
4. 会計監査人の氏名又は名称*	27	
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	28	
6. 自動機器設置状況	28	
7. 地区一覧	29	
8. 組合員数	4	
9. 子会社の状況	該当なし	
【主要事業内容】		
10. 主要な事業の内容*	30~31	
11. 信用組合の代理業者 +	取扱いなし	
【業務に関する事項】		
12. 事業の概況*	4	
13. 経常収益*	4	
14. 経常純益	40	
15. 経常利益(損失)*	4	
16. 当期純利益(損失)*	4	
17. 出資総額、出資総口数*	4	
18. 純資産額*	4	
19. 総資産額*	4	
20. 預金積合残高*	4	
21. 貸出金残高*	4	
22. 有価証券残高*	4	
23. 単体自己資本比率*	4	
24. 出資配当金*	4	
25. 球員数*	4	
【主要業務に関する指標】		
26. 業務粗利益及び業務粗利益率*	40	
27. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支*	40	
28. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利箱*	40	
29. 受取利息、支払利息の増減*	41	
30. 役務取引の状況	41	
31. その他業務収支の内訳	41	
32. 経費の内訳	41	
33. 総資産経常利益率*	40	
34. 総資産当期純利益率*	40	
【預金に関する指標】		
35. 預金種目別平均残高*	42	
36. 預金者別預金残高	42	
37. 財形貯蓄残高	取扱いなし	
38. 球員一人当たり預金残高	42	
39. 1店舗当たり預金残高	42	
40. 定期預金種類別残高*	42	
【貸出金等に関する指標】		
41. 貸出金種類別平均残高*	42	
42. 相保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	42	
43. 貸出金会利区分別残高*	42	
44. 貸出金会使途別残高*	42	
45. 貸出金種別残高・構成比*	43	
46. 預貸率(期末・期中平均)*	41	
47. 消費者ローン・住宅ローン残高	43	
48. 代理貸付残高の内訳	43	
49. 球員一人当たり貸出金残高	43	
50. 1店舗当たり貸出金残高	43	
【有価証券に関する指標】		
51. 商品有価証券の種類別平均残高*	取扱いなし	
52. 有価証券の種類別平均残高*	44	
53. 有価証券種類別残在期間別残高*	44	
54. 預託率(期末・期中平均)*	41	
【経営管理体制に関する事項】		
55. 法令遵守体制*	3	
56. リスク管理体制*	6~14	
資 料 編		
(バーゼルⅡに関する事項を含む)		
57. 営業処理措置及び競争解決措置の内容*	20~21	
【財産の状況】		
58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書*	35~38	
59. リスク管理債権及び回債権に対する保全額*	14	
(1) 破 産 先 債 権		
(2) 延 滞 債 権		
(3) 3か月以上延滞債権		
(4) 貸 出 条 件 保 和 債 権		
60. 金融再生法開示債権及び回債権に対する保全額*	15	
61. 自己資本充実状況(自己資本比率明細)*	8~9	
(バーゼルⅡに関する事項を含む)		
62. 有価証券、金銭の信託等の評価*	44	
63. 外貨建資産残高	取扱いなし	
64. オーバーバランス取引の状況	取扱いなし	
65. 先物取引の時価情報	取扱いなし	
66. オプション取引の時価情報	取扱いなし	
67. 債券引当金(期末残高・期中増減額)*	12	
68. 貸出金借却の額*	12	
69. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	39	
70. 会計監査人による監査*	39	
【その他の業務】		
71. 内国為替取扱実績	44	
72. 外国為替取扱実績	取扱いなし	
73. 公共債券販売実績	取扱いなし	
74. 公共債引受け額	取扱いなし	
75. 手数料一覧	32~33	
【その他】		
76. 当組合の考え方	1	
77. 沿革・歩み	29	
78. 総代会について	22~25	
79. 役員等の報酬体系	26	
〈地域貢献に関する事項〉		
80. 地域・社会貢献活動の取組み	16~19	
81. 地域密着型金融の取組み	17~18	
82. 中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組み*	17~18	
83. 「経営者保護に関するガイドライン」への対応について	19	

ちゅうしん

夢☆応援します——



金沢中央信用組合